

官報

号外 令和四年三月十八日

○第二百八回 参議院会議録第八号

令和四年三月十八日(金曜日)
午前十時一分開議

○議事日程 第八号
令和四年三月十八日
午前十時開議

第一 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

○本日の会議に付した案件
一、日程第一

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定

一、日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定

〔趣旨説明〕
一、雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。
日程第一 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名
内閣から、中央選挙管理会委員五名の任命について、本院の議決による指名を求めてまいりました。

令和四年三月十八日 参議院会議録第八号

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名(議事日程追加の件) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定(議事日程追加の件)

本委員を指名するときは、併せて同予備委員を指名することとなつております。

よつて、これより中央選挙管理会委員及び同予備委員各五名の指名を行いたいと存じます。

つきましては、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名は、いずれも議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、
中央選挙管理会委員に呂里猛さん、門山泰明さんを、
また、同予備委員に元宿仁さん、阿部信吾さんを、
平川憲之さん、魚住裕一郎さん及び島松洋一さんを、
それぞれ指名いたします。

政府は、我が国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費を日本側が負担し、我が国に駐留する合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、米国政府と協議しつつ検討を行つきました。その結果、本年一月七日に東京において、私と駐日米国臨時代理大使との間で、この協定に署名を行いました。

この協定は、我が国が、我が国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する一定の給与及び手当の支払並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等の料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担することを規定しています。

また、我が国が、施設及び区域に設置される訓練能力に関連する資機材及び関連する役務を米国政府が調達するための経費、並びに我が国政府の要請に基づき、米国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域又は米国の施設、施政の下にある領域若しくは米国の領域に変更する場合には、その変更に伴つて追加的に必要となる経費に係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担することを規定しています。

この協定は、二〇二七年三月三十一日まで効力を有することを規定しています。現行の協定が本

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。林芳正外務大臣。

〔國務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○國務大臣(林芳正君)

ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定

この協定の締結は、日米安全保障条約の目的達成のため我が国に駐留する合衆国軍隊の効果的な活動を確保するためのものであり、ひいては日米関係全般並びに我が国を含むインド太平洋地域の平和及び安定に重要な意義を有するものであると考えます。
以上が、この協定の締結について承認を求める件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。比嘉奈津美さん。

〔比嘉奈津美君登壇、拍手〕
○比嘉奈津美君 自由民主党の比嘉奈津美です。
私は、自民、公明を代表して、ただいま議題となりました在日米軍駐留経費負担に係る特別協定について質問いたします。

一昨日遅くに宮城県、福島県沖で発生した最大震度六強の地震がありました。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表すとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、ロシアによるウクライナ侵略はあつてはならないことであり、断固非難をするとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を国内に撤収するよう強く求めます。政府においても、邦人の安全確保 国際社会との連携協力による世界の安全保障への脅威への対処を強く求めています。

周辺各国が軍事力を強化し、我が国周辺で軍事活動が急速に活発化されるなど、安全保障環境はこれまでに、これまでにない速度で厳しさを増しています。
北朝鮮は、今年に入り十回もの弾道ミサイル等

年三月三十一日まで効力を有することとなつておりますので、この協定は本年四月一日に発効される必要があります。

を発射、しかも、先月二十七日と今月五日に発射した弾道ミサイルは、いずれも射程五千五百キロ以上のICBM級、そして一昨日にも正常に飛翔しなかつたと推定されるものの弾道ミサイルを発射するなど、暴挙が続いております。

また、中国による尖閣諸島周辺での領海侵犯や接続水域内の航行も相次ぐ中、今月五日から始まつた全人代、全国人民代表大会では、国防費について前年比七・一%増、日本円で二十六兆円余りと拡大しています。

ウクライナへの侵攻以降、ロシア海軍の津軽海峡や宗谷海峡通過、北方領土でのミサイル演習など、ロシア軍の活動の活発化も見られています。

そこで、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定に関する質問の前提として、現下の国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境をどのように分析した上で、日本の外交・安全保障における基軸である米国と同盟関係をどう強化していくお考えでしょうか。林外務大臣にお尋ねいたします。

日米地位協定において米国側に負担義務がある経費の一部について、一九八七年、昭和六十二年以来、同協定の特例として、日本が在日米軍の駐留に係る一定の経費を負担してきました。これについて、通称として思いやり予算と言われてきましたが、新たな特別協定では同盟強化予算としており、在日米軍の安定的なプレゼンスを支え、日米同盟の抑止力、対処力をより一層効果的に強化するという性格を的確に表しているものと考えます。

そこで、同盟強化予算という通称が定着するよう、国民の皆様に分かりやすく、本協定の意義、具体的に何が変わり、どのような点で日米同盟の抑止力、対処力が強化されるのか、説明していく大切だと考えます。林外務大臣に分かりやすい説明をいただきたいと存じます。

本協定における同盟強化予算として、労務費では、在日米軍施設・区域で働く労働者のうち二

万三千百七十八人の基本給を負担し、令和三年度日本側負担労働者数を維持しております。他方、光熱水料等の負担額は段階的に削減されており、令和四年度には三百三十四億円のところ、令和八年は百三十三億円、負担割合としては六一%から

三五%への削減に相当します。

そこで、林外務大臣にお伺いします。これまでも経費負担に係る特別協定の締結ごとに負担内容の変更等が行われてきましたが、これらの変更の趣旨、考え方はどのようなもので、今回の見直しはどのような中でどのような位置付けがされるものなのでしょうか。

また、私はかつて環境大臣政務官を拝命したこともあります。そこで、地球温暖化対策に力を入れてまいりましたが、米国バイデン政権は気候変動への取組を公約に掲げ、国防総省も地球温暖化が軍事活動に重大な脅威をもたらすとして、温室効果ガス排出量削減などの取組を始めていると伺っております。

そこで、安全保障のみならず、在日米軍施設・区域がある地域の経済や雇用、あるいは地球温暖化の視点などについても配慮がなされたかという点についてもお尋ねします。

今回、新たに訓練資機材調達費として、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材調達をする経費を五年間で最大二百億円を負担することとなりました。ロシアによるウクライナ侵略が相次ぎ、ドローンによる防衛力の行使も見られました。新たな経費では、人工知能を導入した模擬訓練システムなどを整備し、日米双方の部隊がネットワーク上で共同訓練に参加するなども想定できると伺っておりますが、この訓練資機材調達費によつてもたらされる新しいメリットについて、岸防衛大臣にお伺いします。

昨年、昨年末、私の地元沖縄でも、林大臣、岸大臣の地元山口県でも、在日米軍施設内で新型コ

ロナウイルス感染症の発生が続き、米軍関係者から感染が拡大したと思われる状況となり、本年一月には広島県を含めた三県にまん延防止等重点措置が適用されました。

林大臣はプリンケン米国務長官と電話会談をし、在日米軍に対し、外出制限を含めた防止策の徹底を求めたところであり、現在、三県ともまん延防止等重点措置の適用から除外されましたが、政府には、在日米軍施設・区域を抱える地域が安心して生活し、経済活動を続けていく環境をつくり上げていく努力により一層力を入れていただきたいと存じます。

そこで、今回の在日米軍施設での新型コロナウイルス感染症の発生と施設外への感染の拡大を教訓として、地位協定の運用の改善を含め、どのように在日米軍施設・区域を抱える地域の安心を高めしていく取組を進めるお考えでしょうか。林外務大臣にお伺いします。

今年は、沖縄の本土復帰五十年の節目の年となります。政府においては、復帰の歴史的意義を想起しつつ、沖縄の歴史や県民のお気持ちに思いを巡らせながら、沖縄の振興、そして沖縄の基地負担軽減に全力で取り組んでいただきたいとお願ひ申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣林芳正君登壇 拍手)

○國務大臣(林芳正君) 比嘉議員にお答えをいたしました。

(國務大臣林芳正君登壇 拍手)

現下の国際情勢及び安全保障環境に関する分析を踏まえた日米同盟の強化についてのお尋ねがありませんでした。

我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による核・ミサイル開発、中国による東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、軍事バランスの変化による緊張の高まりなど、厳しさと不確実性を増しています。

かかる認識の下、先般の日米2プラス2において、引き続き、領域横断的な能力の強化、即応

性、抗堪性及び相互運用性の向上、宇宙、サイバーフィールドでの協力深化、拡大抑止の強化等、様々な分野での日米の防衛協力を進め、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する決意を表明しました。

また、現在、岸田総理の指示の下、新たな国家安全保障戦略などの策定に取り組んでいるところであり、我が国の防衛力の抜本的な強化に取り組むことで、様々な事態に対応する能力を向上させ、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化していく考えです。

次に、同盟強化予算の意義及び具体的内容についてお尋ねがありました。

今回、米国との間では、第一に、日米同盟の抑止力、対処力強化への貢献が直接的に見えにく光熱水料等については、大幅に削減することで意見の一致を見ました。第二に、在日米軍のみならず、自衛隊の即応性及び米軍との相互運用性の強化にも資する訓練資機材調達費の項目を設けるとともに、第三に、今後は、在日米軍の即応性及びその施設・区域の抗堪性強化に資する施設整備、これを重点的に推進していくこととしたしました。

これまでには、在日米軍の駐留を支援することに重きを置いた経費負担でしたが、今回の合意により、本件経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致をしました。このような経費負担の内容の変化を踏まえ、今回の合意に基づく在日米軍駐留経費負担の性質を端的に示すものとして、その通称を同盟強化予算とすることとしたものであります。

今後も、政府としては、地域の厳しい安全保障環境や我が国のかかる厳しい財政状況、さらに、ただいま申し上げたような要素も勘案しつつ、同盟強化予算の内容や意義について丁寧な説明を心掛けしていく考えです。

次に、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の

官 報 (号 外)

負担内容の変更についてお尋ねがありました。

我が国は、昭和六十二年度以降、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を確保するため、その時々の日米両国を取り巻く諸情勢に鑑み、日米地位協定により米側に負担義務がある経費の一部について在日米軍駐留経費負担に係る特別協定を締結して負担をしてきています。

我が国の負担については、我が国の厳しい財政状況や我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素を総合的に考慮し、その時々で主体的に判断しています。

今次交渉においても、光熱水料等の大幅削減や訓練資機材調達費の項目追加を含め、全体として、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えるだけではなく、自衛隊を含む日米同盟の抑止力、対処力をより一層効果的に強化していくことに資する、また、厳しい財政状況を踏まえ、めり張りを受けた経費負担の合意を得ることができたと考えています。

次に、同盟強靭化予算における経済、雇用、そして地球温暖化の視点についてお尋ねがあります。

我が国の負担規模については、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えるとともに、日米同盟の抑止力、対処力を強化する在日米軍駐留経費負担が引き続き重要である点を踏まえ、主体的に判断したものです。具体的には、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支える在日米軍従業員の方々の雇用の安定や社会経済的影響に加えて、我が国の厳しい財政状況や、我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素を総合的に考慮したものです。

その上で、地球温暖化対策の観点からは、例えば光熱水料等について、現行特別協定の第四条において、米側に一層の節約努力を求める旨を規定しており、米側において、電灯のLEDへの交換、空調に係る設定温度の見直し、節約への注意喚起などの取組を行っているものと承知をしておりま

す。

次に、あつ、最後に、在日米軍の新型コロナ感染及び日米地位協定についてお尋ねがあります。

その周辺自治体での感染拡大を受け、これまで、私からも直接、米側ハイレベルに対し感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れてきました。

この結果、米側は、米国は、一月十日から一月三十一日までの三週間、必要不可欠な場合以外の外出を認めない、夜間の外出を禁止するなど、厳しい感染拡大防止策を取りました。

また、一月二十八日には、日米地位協定に基づく日米合同委員会の下に検疫・保健分科委員会を設立し、日米双方の保健当局も参加する形で協議を集中的に行っております。(拍手)

今後とも、感染防止対策を徹底し、地元の方々の不安を解消すべく、日米間での連携をより一層強化をしてまいります。(拍手)

〔國務大臣岸信夫君登壇、拍手〕

○國務大臣岸信夫君 比嘉奈津美議員にお答えをいたします。

訓練資機材調達費についてお尋ねがあります。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、自衛隊と在日米軍の双方が各種の高度な訓練の実施等を通じて即応性を向上させていく必要があるとの観点から協議した結果、新たに訓練資機材調達費の項目を設けることといたしました。

この経費で米側が調達する訓練資機材を日米共同訓練などにも活用することにより、在日米軍と自衛隊双方の即応性向上や、日米の相互運用性の強化に資すると考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 小西洋之さん。

〔小西洋之君登壇、拍手〕

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西洋之です。

冒頭、一昨日の震災について、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

立憲民主党は、党綱領において、健全な日米関係を軸に、と我が国の外交・安全保障における日米同盟の本質的重要性の認識を明記し、後に菅政権の総合海洋政策本部参与会議より同様の提言がなされることになった、尖閣諸島を守り抜くための領域警備・海上保安体制強化法案の提出など、外交安保において真に現実的かつ実効性のある提

言を行っています。

審議の前提として、まず日米同盟の本質に関する政府の見解を伺います。

かつて、駐留経費の膨大な負担増を訴えていたアメリカのトランプ氏は、「大統領就任後の最初の訪日で、アメリカ軍を駐留させてくれてありがとう」と述べました。これは、アメリカにとって言わば地上最大のグッドデイールというべき日米同盟の本質を当選後に勉強し、理解されたものと解されます。

さわち、私は、世界で唯一のアメリカ海軍の

空母機動艦隊の海外母港であり、对中国の航行の自由作戦の拠点である横須賀の海軍基地、嘉手納

や岩国などの空軍や海兵隊の航空基地等々、日米

同盟に基づく在日米軍基地がなければ、アメリカは、アジア太平洋地域はもとよりインド洋、中東

地域に至るまで実効的な軍事プレゼンスを一秒たりとも保持できず、一言で言うならば超大国たり得なくなるのであり、アメリカにおいて日米同盟

これが世界最重要の同盟関係であると考えます。

また、この関連で、政府は、アメリカの日本防衛の一環とする核抑止力について、その実効性に何か疑問を持っているのか、もし持っていないのか

であれば、現在、安倍元総理や茂木前外務大臣などが主張などしている核共有の必要性などの議論は政策的な合理性を有するものなのか、外務大臣の見解を求めてます。

また、あわせて、岸田総理が答弁している自衛

隊の戦闘機などが核兵器を使用する核共有の事例は、法理として、憲法九条との関係で可能なもの

かどうか、九条に違反しないとする場合はどのようにのがあり得るのか、当該事例を政府の九条

駐留経費負担とそれによる高度な技術力等々、日本のような同盟国をアメリカはインド太平洋地域はもとより世界のどこを探しても見付けることはできません、いかなる代償を提供しても手にすることはできないと解されます。

以上申し上げたような事実関係などを踏まえ、政府としても、日米同盟はアメリカにとつても世界で最重要の同盟であり、他に劣ることがない重要な同盟であるとの認識にあるのか、横須賀第七艦隊などの守備範囲たる前方展開範囲、あるいは自由で開かれたインド太平洋の実現における在日米軍基地の役割などの重要な具体例を示しつつ、外務大臣の明確な答弁を求めます。

さらに、政府は、日米同盟はインド太平洋地域の公共財とも述べていますが、もしアメリカが日本安保第五条の日本防衛義務を果たさないことがある場合は、これだけの圧倒的かつ死活的ともいふべき恩恵を被っている同盟関係の約束をたがえ、世界最重要地域の公共財を破棄してしまう、

艦隊などの守備範囲たる前方展開範囲、あるいは自由で開かれたインド太平洋の実現における在日米軍基地の役割などの重要な具体例を示しつつ、外務大臣の明確な答弁を求めます。

政府としても、日米同盟はアメリカにとつても世界で最重要の同盟であり、他に劣ることがない重要な同盟であるとの認識はあるのか、横須賀第七艦隊などの守備範囲たる前方展開範囲、あるいは自由で開かれたインド太平洋の実現における在日米軍基地の役割などの重要な具体例を示しつつ、外務大臣の明確な答弁を求めます。

以上申し上げたような事実関係などを踏まえ、政府としても、日米同盟はアメリカにとつても世界で最重要の同盟であり、他に劣ることがない重要な同盟であるとの認識はあるのか、横須賀第七艦隊などの守備範囲たる前方展開範囲、あるいは自由で開かれたインド太平洋の実現における在日米軍基地の役割などの重要な具体例を示しつつ、外務大臣の明確な答弁を求めます。

ます。

このように、日米同盟はアメリカにおいても冷戦期から中国の軍備増強の今日に至るまで、他に代替の利かない圧倒的かつ死活的なメリットを提供するとの観点から、ゆえに、歴代政界は、

日本がアメリカの防衛義務を負わない安保条約を双務条約であるとしてきました。安倍内閣が強行した安保法制の集団的自衛権行使は、この双務問題を係を超えて自衛隊にアメリカに対する武力攻撃を排除する役割を与えたものであり、今日においては、日米同盟は日本が基地提供だけでなく、アメリカの防衛義務を負った片務条約になつてゐるのではないか、外務大臣の見解を伺います。

また、あわせて、政府は、集団的自衛権行使を容認した七・一閣議決定以前に、アメリカから我が国が憲法規範やその解釈を変えて集団的自衛権行使を容認するよう求められたことは一度もないと繰り返し答弁していますが、岸田内閣においても同様の事実認識にあるのか、外務大臣にお尋ね

」など、こうした日米同盟の本質を顧みることなく安倍内閣が強行し、岸田内閣に引き継がれている集団的自衛権行使の容認は、昭和四十七年政府見解の中の外国の武力攻撃という文言を同盟国に対する外國の武力攻撃の意味に恣意的に読み替えたものである。曲解し、歴代政府の九条解釈の基本的な論理となるものを同見解の中に捏造した法解釈ですらない不正行為による憲法違反であることが国会質疑により立証され、そのことが元最高裁判事、元内閣法制局長官の安保国会での参考人陳述、複数の公法学者の学術論文、朝日新聞、東京新聞の社説報道などでも確認されています。

他方、この違憲の集団的自衛権行使の容認は、同時に、日米安保条約第三条に違反するものとみなっています。

日本は、この条約の第一回の開港場として、横浜を定めた。この開港場は、明治政府に於ける「世界に並むる」立場の確立の地位に即して、開港場の位置が定められたのである。

と、主権国家同士の国際約束が明記されているのであります。すなわち、アメリカが上院決議により、全ての同盟国と締結している共通条項である第三条が、日米安保条約三条二はきりの文言を更に改めた形で記載されています。

というのを見識ある軍事専門家による見解ですが、政府もそのようか、答弁を求めます。

さういふ外務省の依頼にて、
安保条約に基づく岸・ハーテー交換公文において、
米軍が在日米軍基地を用いて戦闘作戦行動を

行う場合は日本政府への事前協議が義務付けられていますが、一般論として、アメリカ軍が在日米軍基地を利用して他国領域に向けたミサイル発射を行う場合は、戦闘作戦行動に該当し、事前協議の対象となると考えているのでしょうか。同交換公文には、戦闘作戦行動とは直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動とされ、その典型例として、在日米軍基地からの航空部隊による爆撃などが示されていることとの論理的整合性に触れつつ、答弁を求めます。

さらに、在日米軍基地をめぐつては、オミクロン株の流入をも引き起こした日米地位協定の他国

に比しての多大なる制約、辺野古基地建設の強行、横田空域、低空飛行、騒音、環境問題等々、

協定の質問に入ります。
以下、従来とは本質的な変容を遂げている本特別
解決すべき深刻な問題が存在することを指摘し、

政府は、本特別協定より、同盟強靄化予算との通称を設定し、これまでの在日米軍の駐留支援に重きを置いた経費負担から、日米同盟を一層強化する方針である。

する基盤構築に重点が移ったと説明していますが、どのような負担内容の変更により、かつての

思ひやり予算が同盟強制化予算へと変容したのか、外務大臣に説明を求めます。

想敵による、いわゆるLVC訓練システム、サイバー実戦訓練装置、戦闘射撃訓練用標的装置の調

達費用を負担していますが、こうした米軍が所有することになる軍隊の装備品そのものを特別協定でこれまで負担したことがあったのか、また、なぜこれらの資機材を在日米軍の駐留に伴う経費負担

四

官 報 (号 外)

ります。

この答弁は、昭和五十八年二月の八日、衆議院の予算委員会で、ソ連のパックファイアなどの爆撃戦闘機がアメリカの第七艦隊を攻撃する、それを自衛隊が守らなくてよいのか、すなわち、冷戦さなかの米ソ正面戦争という安倍内閣の安保法制の設定とは比べ物にならないほどの烈度における限定的な集団的自衛権の行使について、その憲法適合性、自衛隊の行動のあるべきについて問われたものです。

当時の角田内閣法制局長官は、自ら第一部長として作成に関与した昭和四十七年政府見解を用いながら、ソ連の侵攻意図など、我が国に対する武力攻撃の着手に至らない事例設定である以上、この限定的な集団的自衛権行使は明確に違憲であると断じ、それに対する質疑者の、それで日本の防衛が全うできますかとの更問い合わせに対し、中曾根總理はさきのような鉄則答弁をしていました。

中曾根元総理の憲法の基本原理などに関する見解は私とは大きく異なるところもございますが、この法の支配、立憲主義及び日米同盟の本質に基づく見解については深く敬意を表するところであります。

他方、安全保障は、武力によってのみなされるものではなく、平和主義の理念に力による取組も本質的に重要であります。

去る三月二日の本院ロシア侵略非難決議においては、ウクライナ国民が憲法前文の平和的生存権を有することを宣言し、三月七日の本院予算委では、岸田総理が私の質疑に対し、同趣旨の政府見解並びに世界各国の市民による、侵略を非難し、ウクライナ国民の生命、尊厳を思い、連帯する行動は、憲法前文のもう一つの平和主義、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」の具体的な表現であると答弁しています。

まさに、我が国を始め世界各国の国民による

ります。

様々な反戦運動や人道支援はもとより、困難を引き受けても、ロシアへの経済制裁などを支持します。

現下のウクライナ情勢を始めとして、政府が憲法の平和主義の理念をどのように外交の力に生かそうとしているのか、また、政府として、元総理の鉄則見解を現在も引き継ぎ、国防、外交・安全保障を大目的として包含すると解される平和・創造、ピースクリエーションのために、我が国としてどのような平和創造戦略があるべきと考えているのか、外務大臣に格調高い答弁をお願いして、私からの質問をいたします。

〔國務大臣林芳正君登壇、拍手〕
○國務大臣(林芳正君) 小西議員にお答えをいたしました。

米国にとっての日米同盟の重要性についてお尋ねがありました。

米国は、累次の機会に日米安全保障条約の下での自國の対日防衛義務を確認してきており、本年一月の日米首脳テレビ会談においても、バイデン大統領がこの点を改めて表明をいたしました。日本政府として、米国が日米安全保障条約上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いています。

〔國務大臣林芳正君登壇、拍手〕
○國務大臣(林芳正君) 小西議員にお答えをいたしました。

次に、米国の核抑止力の実効性及び核共有の必要性についてお尋ねがありました。

米国は、累次の機会に日米安全保障条約の義務を確認してきており、本年一月の日米二プラス二において、米国は、核を含むあらゆる種類の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する搖るぎないコミットメントを表明しています。日本政府として、米国が条約上の義務を果たすこと全幅の信頼を置いております。

そこで申し上げれば、NATOで行われているような核共有は、我が国については非核三原則を堅持していくことから認められないと考えております。

次に、核共有と憲法九条との関係に係る政府統一見解についてお尋ねがありました。

次に、核共有と憲法九条との関係に係る政府統一見解についてお尋ねがありました。

従来から、政府は、憲法第九条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有的の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは憲法第九条第二項によつても禁止されているわけではなく、したがつて、核兵器であつても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは必

次に、米国の対日防衛義務の履行についてお尋ねがありました。

仮定の質問についてお答えをすることは差し控えますが、その上で、米国は、インド太平洋戦略において、この地域へのコミットメントを改めて明確に示し、日米が共有する自由で開かれたインド太平洋のビジョンの実現に向けて一層の役割を果たす決意を示していると認識しています。

また、米国は、累次の機会に日米安全保障条約の下での自國の対日防衛義務を確認してきており、本年一月の日米首脳テレビ会談においても、バイデン大統領がこの点を改めて表明をいたしました。日本政府として、米国が日米安全保障条約上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いています。

次に、平和安全法制と日米安全保障体制の関係についてのお尋ねがありました。

日米安全保障条約は、第五条において、我が国への武力攻撃に対して日米が共同で対処することを定め、第六条において、米国に対し、我が国に安全に寄与し、並びに極東における国際の平和と安全の維持に寄与するため我が国が施設・区域を使用することを認めています。日米両国の義務は同一ではないものの、全体として見れば日米双方の義務のバランスは取られています。

平和安全法制は、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする観點から検討を行つてきました結果であり、我が国としての主体的な取組です。平和安全法制により、日米安全保障条約及びその関連決議に基づく権利及び義務が変更されるものではありません。

日本国憲法と集団的自衛権との関係については我が国自身が判断する問題であり、米国政府からも認められることがあるかについてお尋ねがありました。

次に、米国から集団的自衛権行使を容認するよう求められたことがあるかについてお尋ねがありました。

日本国憲法と集団的自衛権との関係については我が国が判断する問題であり、米国政府からも認められることはありません。岸田内閣においても同様の事実認識です。

次に、米軍による在日米軍施設・区域からのミサイル発射が事前協議の対象となる戦闘作戦行動に含まれるか否かについてお尋ねがありました。

日米間では、岸・ハーネー交換公文により、日

ものを除き、日本国から行わられる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は事前協議の対象であるとされています。

ここに言う戦闘作戦行動については、昭和十七年の政府統一見解において、その典型的なものに言及した上で、そのような典型的なもの以外の行動については、個々の行動の任務、態様の具体的な内容を考慮して判断するよりほかないとされています。議員御指摘のような米軍の行動が戦闘作戦行動に該当するか否かは、この政府統一見解の基本的な考え方に基づき、実際の個々の行動の任務、態様の具体的な内容を考慮して判断することとなります。

次に、同盟強化予算への名称変更についてお尋ねがありました。今回、米国との間では、第一に、日米同盟の抑止力、対処力強化への貢献が直接に見えにくい光熱水料等については、大幅に削減することで意見の一一致を見ました。第二に、在日米軍のみならず、自衛隊の即応性及び米軍との相互運用性の強化にも資する訓練資機材調達費の項目を設けるとともに、第三に、今後は在日米軍の即応性及びその施設・区域の抗堪性強化に資する施設整備を重視的に推進していくこととしました。

これまで在日米軍の駐留を支援することに重きを置いた経費負担でしたが、今回の合意により、本件経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致しました。このような経費負担の内容の変化を踏まえ、その通称を同盟強化予算とするとしたものです。

次に、特別協定による訓練資機材の調達についてお尋ねがありました。

在日米軍の訓練資機材調達費は、今回の特別協定で新たに項目として追加したものです。訓練を通じて米軍が各種技能の維持向上を図ることが、

れます。

そして、そのような経費は、あくまでも日米地位協定の下では米側に負担義務があるため、これを日本側で負担するに当たり、同協定の特則である特別協定を締結するものです。

自衛隊においても訓練のために必要な資機材を自ら整備していると承知しておりますが、その上で、本経費により米側が調達する訓練資機材についても、日米共同訓練の際に活用することにより、自衛隊の即応性及び米軍との相互運用性の強化が更に図られると考えております。

次に、提供施設整備の目的や影響についてお尋ねがありました。

提供施設整備は、日米地位協定の範囲内で、個々の事業ごとに、日米安全保障条約の目的達成との関係、我が国の財政負担との関係、社会経済的影響等を総合的に勘案の上、我が国の自主的判断により措置してきました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍があらゆる事態に適時適切に対応できるよう、必要な基盤をしっかりと整備していくことは極めて重要です。かかる観点から、提供施設整備についても、例えば、航空機掩体や整備用格納庫等の整備といった在日米軍の即応性の向上及び施設・区域の抗堪性強化に資する事業を重視的に推進することとしたものです。

次に、同盟強化予算に関する米国からの要求と、この通称が導入された理由についてお尋ねがありました。

今般の交渉に際しては、日米両国を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、日米地位協定第二十四条に定める経費負担の原則は原則として維持しつ

つ、あくまでも暫定的、限定的、特例的な措置として、期間を五年間とする地位協定の特則である特別協定を締結することが適当との判断を改めて行つたものです。

その上で、呼称については、これまで在日米軍の駐留を支援することに重きを置いた経費負担でしたのが、今回の合意により、本件経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致しました。このような経費負担の内容の変化を踏まえ、その通称を同盟強化予算とすることとしたものです。

いすれにせよ、在日米軍駐留経費負担の将来の在り方については、引き続き国民の理解を得られる内容となるよう、我が国の厳しい財政状況や我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素を考慮しつつ、真剣に協議を重ね、適切に対応してまいります。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを

増す中、在日米軍があらゆる事態に適時適切に対応できるよう、必要な基盤をしっかりと整備していく一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を搖るがす行為です。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をいたします。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、力によ

る一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を搖るがす行為です。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をいたします。

このように厳しさを増す安全保障環境の中にあって、我が国が憲法の命ずるところに従つて外交・安全保障を展開することは当然であります。

憲法に掲げる平和主義の下、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、我が国の安全及びアジア

太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与をしてまいります。(拍手)

一般論として申し上げれば、日米安保条約に基づいて我が国に駐留する米軍のプレゼンスは極東における国際の平和及び安全の維持に寄与しており、地域における不測の事態に対する抑止力として機能してきていると考えています。

最後に、訓練資機材調達費についてお尋ねがあ

りました。

本経費は、今回の新たに設けることとしたもの

であります。在日米軍がプレゼンスを維持しながら即応性を強化するには我が国において実践的な訓練を積み重ねていく必要があり、そのための資機材を調達する本経費は、我が国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費であります。自衛隊の訓

(國務大臣岸信夫君登壇、拍手)

○國務大臣(岸信夫君) 小西洋之議員にお答えいたしました。

官報(号外)

練の、自衛隊が訓練のために必要な資機材から、資機材を自ら整備していくことは当然ですが、本経費により米軍が調達する資機材も活用し、日本の即応性や相互運用性の更なる強化を図つてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 上田清司さん。

(上田清司君登壇、拍手)

○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司です。

会派を代表して、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定について質問いたします。

二月二十四日のロシア軍によるウクライナへの不当な侵略行為が今も続いています。このようなロシアの行動は、平和のうちに生存する権利を侵害するものであり、武力の行使を禁じる国際法の明確な違反であります。日本国並びに日本国民は、対岸の火事と見ることなく、国際社会にあつてはならないものとして断固たる決意でウクライナの原状回復に向けて取り組むべきものと考えます。

この間、日本政府は、G7諸国と協調し、二月二十六日から三月十五日までの六次にわたり、外國為替・外国貿易法に基づく金融制裁としてロシア関係の資産凍結をしてきました。政府の対応を正しく評価します。

エネルギー資源確保の多角化を目指したサハリン1、サハリン2のプロジェクトについて、既にエクソンとシェルが撤退を表明しています。日本独自の判断があつてもしかるべきですが、発信ゼロというのも情けないという思いになります。そこで、提案です。

休戦、停戦まで両プロジェクトについて凍結するという表明はロシアに対して圧力になり、同時に、日本の国益は留保するということが可能になると考えますが、林外務大臣の所感を伺います。

さて、本題の特別協定は、一九七八年からいわ

ゆる思いやり予算と言われ、在日米軍基地での、働く日本人従業員の給与の一部、六十二億円を日本側が負担することから始まりました。その後、負担の項目などが増え、順次予算も増え、一九九五年には二千七百十四億円の水準まで達しました。その後、日本側も経費を精査したりしながら、二〇一二年度には三千五十六億円まで縮減しましたところです。俗稱思いやり予算というのもいかがなものかということもあり、本年度より在日米軍駐留経費負担の通称を同盟強制化予算とするようになりました。

二〇一二年度の予算を見ていくと、光熱水料費が大幅に削減され、その分を新たに訓練資機材調達費が計上されています。五年間で最大二百億円の訓練資機材調達費で、在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用の向上性に資するものと説明されています。

岸防衛大臣に伺います。

この五年間で二百億円、二〇一二年度では約十億円の訓練資機材費で、在日米軍の即応性、自衛隊と米軍の相互運用性の向上に効果がある資機材とは一体何なのか。あわせて、なぜ同盟強制化と言われるほどのか在日米軍の即応性、自衛隊と米軍の相互運用性の向上に役立つようになるのか。それぞれ具体的に説明してください。小西議員の質問の回答は余りにも抽象的です。

林外務大臣には、一年間に十億円程度の訓練資機材費の内訳で、日米間の相互運用性の向上が見られると確信に至つた理由を述べてください。

本題は在日米軍駐留経費負担に係る特別協定における予算ですが、在日米軍関係経費で見ていけば、特別協定以外にも、周辺対策費、施設の賃借料、リロケーション、その他、漁業補償など、二〇一二年度分で二千五十五億円あり、他省庁分でも基地交付金四百億円など、二〇一二年度分の総計は八千三百七十一億円になります。特別協定の経費は抑えぎみですが、在日米軍関係全体は少し

ずつ増額しています。まさに、目立つてきたものは小さくして他のところでしつかり増やすといった柳生一族の陰謀ならず、霞が関一族の陰謀の典型的なパターンというものであります。

自主防衛の観点からすれば、防衛費全体は増えて在日米軍駐留経費は少しずつ減っていくのが望ましいとは思いませんか。岸防衛大臣の御見解を伺います。

○國務大臣(林芳正君) 上田議員にお答えをいたします。

サハリン1及び2についてお尋ねがあります。

サハリン1及び2についてお尋ねがあります。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を搖るがす行為です。明白な国際法違反です。負担割合を見ると、日本は七四%、韓国、ドイツ、イタリアは三〇%から四〇%で、日本は突出しています。この突出した現状を少しずつ減らし、自主防衛や外交を充実すべきではないでしょうか。林外務大臣の見解を伺います。

最近における日本周辺は、極めて憂慮をする軍事的緊張が続いている。軍事バランスあるいは力の空白は紛争の原因と言われています。まさに、日本の外交力、防衛力が問われています。

日米同盟は、我が國のみならずインド太平洋地域の平和、安全、そして繁栄に貢献してきたものと考えます。しかし、十九世紀、イギリスの首相バーマ斯顿は、我が英國にとって永遠の同盟もなければ永遠の敵もない、あるのはただ一つ、永遠の英國の国益のみというように、米国への過剰同調に陥ることなく、自主防衛力を高め、外交力に磨きを掛け、周辺国との緊張緩和の方策もしつかり同調として展開すべきではないでしょうか。

日米同盟の強制化もいいのですが、日本防衛力の強制化の議論を進めることができると重要なことを考えますが、どのようなテーマを政府は国民に訴えられますか。岸防衛大臣の御見解を伺います。

エネルギー分野については、今般発表されたG7首脳声明において、秩序立った形で世界が持続可能な代替供給のための時間を確保しつつ、ロシアのエネルギーへの依存を削減するため更なる取組を進めていくことで一致しました。サハリン1及び2についても、このG7首脳声明の方針に沿つて、我が国のエネルギーの安定供給等の觀点を十分考慮しつつ、経済産業省とも連携し、適切な対応を考えていきます。

次に、訓練資機材調達が相互運用性向上にかかるとの判断に至つた理由についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力、対処力を高めるためには、自衛隊と在日米軍の双方が、日米共同訓練を含む各種の高度な訓練の実施等を通じ、即応性を向上させていく必要があります。

かかる観点から日米間で協議を行つた結果、本

特別協定において、新たに訓練資機材調達費の項目を設け、在日米軍の即応性のみならず、自衛隊の即応性及び米軍との相互運用性の強化にも資する訓練資機材を在日米軍が調達するため、五年間で最大二百億円を負担することとしました。

令和四年度予算案については、戦闘射撃訓練用標的装置一式の調達に係る所要額として約十億円を計上しています。様々な種類の標的装置を充実させることにより、より効果的な射撃訓練が実施可能となり、実践的な戦闘射撃能力の向上に資すると考えております。

次に、在日米軍駐留経費の負担水準及び自主防衛や外交の充実化についてお尋ねがありました。政府としては、我が国の厳しい財政状況にも十分分配しながら、国民の理解を得られる内容によるとの観点から、在日米軍駐留経費全体のうち一定の割合を日本側負担として導くとのアプローチではなく、同盟強靭化予算の各項目についてどのような支出が適切かについて米側と協議を重ねてきました。その結果、日米両政府で今回の合意に至つたものであり、同盟強靭化予算は適切な水準であると考えています。

その上で、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中、新たな国家安全、国家安保戦略等を策定し、我が国自身の防衛力の抜本的強化に取り組む決意です。また、外務省としては、日米同盟の抑止力、対処力の強化をしっかりと図っていくとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力を関係国や地域のパートナーとの間で一層強化していきます。(拍手)

○國務大臣(岸信夫君) 上田清司議員にお答えをいたします。

まず、訓練資機材調達費についてのお尋ねがありました。

現時点では、ネットワークを介して複雑かつ大規模な訓練を実施するためのシステム機材、戦闘

射撃能力を向上するための標的装置、実践的ななサバイバー対処訓練を行うための機材の調達を想定しています。こうした訓練資機材を日米共同訓練などにも活用することで、在日米軍と自衛隊双方の即応性向上や日米の相互運用性の、強化し、日米共同対処能力の向上につながると考えています。

次に、防衛関係費と在日米軍駐留経費の関係についてお尋ねがありました。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、我が国自身の防衛力を抜本的に強化する必要があることは当然であります。同時に、日米同盟及び在日米軍は、我が国の防衛や地域の平和と安定のためになくてはならない存在であり、同盟強靭化予算によって在日米軍の安定的なプレゼンスを支え、日米同盟の抑止力、対処力をより一層効果的に強化していく必要があると考えています。

最後に、防衛力の強化についてお尋ねがあります。我が国を取り巻く安全保障環境は急速に厳しさを増しています。こうした中で、ミサイル防衛体制を始め、国民の命や暮らしを守るために十分な備えができるのかという問題意識の下、いわゆる敵基地攻撃能力を含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、防衛力を抜本的に強化してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 音喜多駿さん。

(音喜多駿君登壇、拍手)

○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。会派を代表して、在日米軍経費協定について質問をいたします。

質疑に先立ち、ロシアによる理不尽な侵略行為、武力行使によって犠牲になられたウクライナの方々に哀悼の意をささげます。覇権国家の武力による現状変更は、いかなる言い分があれ、断じて容認できるものではありません。我が党として

も、改めてロシアに対し最大限の非難を表明するとともに、ウクライナの方々と連帯することをお誓い上げます。

現在、ウクライナのゼレンスキーア大統領が日本の国会でのオンライン演説を政府に打診しています。ここで万が一にでも引き受けないことになれば、それは国際的な連携を放棄するという、国際社会に誤ったメッセージを出してしまうことにも

なりかねません。ましてや、オンライン配信技術がいかにIT後進国であり、閉鎖的な国であるかを世界にさらけ出すことになります。価値観を同

じくする諸国と連携し、国難に直面するウクライナの人々に寄り添うためにも、ゼレンスキーア大統領の本会議場での演説を受け入れるべきと考えます。一義的には国会が決定することは承知をしておりますが、高度な外交事項でもあり、政府としての受け止めを林外務大臣にお伺いいたしました。

これまでにないスピードで厳しさと不確実性を増す国際環境において、日米安全保障体制と特別協定の在り方は、ますます重要性が高まっています。この特別協定は、大前提として、日米同盟が有事の際に十分に機能すること、その担保がまさに求められています。国際秩序を揺るがすウクライナ情勢を受けて、今ほど日米関係の深まり、深化が望まれているときはありません。

そこで、改めて、有事の際、すなわち日本が攻撃を受けた際には、日米安保条約第五条に基づき、米国において速やかに議会承認などの手続がなされ日本の防衛に当たることは、どの点で保障されていると認識されているのか、外務大臣に伺います。

防衛予算が仮に増額されたとしても、その中核を成す自衛隊の規模が拡大しなければ意味がありません。

しかしながら、自衛隊は現在でも定員割れが続いている。この要因として、自衛隊員の給与体系、待遇、働く環境に課題があるのではないでしょうか。現行のシステムでは、自衛隊員の給与改定は他の公務員と同様に民間給与との比較に基づいた人事院勧告によって定められていますが、国防を担う自衛隊員の給与査定が、経済環境に大きく左右される民間給与に影響されることは望ましいものではありません。また、職務の危険度に

ショニ回避のために消極的な対応を取る可能性も高いこと、まず自国の防衛は自国で行わねば国際社会からの十分な支援は得られないことであると考えます。

この三点目の考え方について、大臣は同意をされますか。林外務大臣の受け止めと見解を伺います。

政府は、令和四年度の防衛関係費について、令和三年度補正予算と合わせて防衛力強化加速パッケージと位置付け、必要な防衛力を強化することとしています。総理も、今国会において、防衛予算について、慣習であるGDP比1%の枠にとらわれない予算計上することを明言されました。

ただ、一方で、ドイツのショルツ首相は、国防費をGDP比で2%以上へと大幅に引き上げる方針を表明しました。ロシアと国境を接し、覇権国家である中国と対峙をする我が国の状況は、欧州諸国以上に深刻です。防衛力強化のため、GDP比2%という明確な防衛費のターゲットを設定し、強いメッセージを対外発信するべきではないですか、岸防衛大臣に伺います。

しかししながら、自衛隊は現在でも定員割れが続いている。この要因として、自衛隊員の給与体

系、待遇、働く環境に課題があるのではないでしょうか。現行のシステムでは、自衛隊員の給与改定は他の公務員と同様に民間給与との比較に基

官報(号外)

合わせた手当も十分なものとは言えません。こうした問題意識から、我が党は、この点、以前から議員立法の提出により強く問題提起を行っています。給与体系の見直し、十分な危険手当の付与等、抜本的な自衛隊員の待遇改善を行うべきと考えますが、防衛大臣の見解を伺います。

自国の防衛力の強化という文脈の中で、核抑止、核共有の議論に注目が集まっています。我が党もタブーなく議論をしていく姿勢を表明したところであります。これは、直ちにNATOのように米国の核を自國の領土内に設置をしたり、核武装を検討するような短絡的な話ではありません。長期的には核なき世界を目指していく理想を堅持した上で、厳しい安全保障環境に直面する我が国で議論が行われるとすれば、米国の核の傘が実際に機能するか否かが重要な論点の一つになると考えます。

米国の核戦術、核戦略における意思決定に対しても我が国は現状どのように関わっていくことがでできるのか、この点、現状認識と今後の課題、対応について外務大臣に伺います。

あわせて、台湾有事がいいよ現実味を帯びてきた中、日米共同の軍事行動など、具体的な行動指針はできているでしょうか。また、経済制裁のシミュレーションはいかがでしょうか。外務大臣に伺います。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件(趣旨説明)

位協定第二十四条が定めており、この原則の暫定的、限定的、特例的な措置として今回議題となつていているような特別協定が締結され、同協定に基づく我が国としての経費負担が実施されています。

しかし、これまで我が党が繰り返し指摘をしてきたように、締結される特別協定の内容は、毎回多少変化しつつも、我が国が協定第二十四条に定めたように、締結された特別協定の内容は、毎回

韓国が挙げられます。韓国においては、米国より大幅な負担増を求められたことなどにより、現行の特別協定の締結が前協定の期限までに間に合

われず、基地従業員が一時無給・休職に追い込まれるなど、混乱を来たことも記憶に新しいところです。

我が国における在日米軍の駐留に不可欠な在日米軍駐留経費負担に関する取決めであるにもかかわらず、都度时限的な協定を結び、締結し直していく方式を取っていることに対し、制度としての安定性を疑問視する指摘もありますが、外務大臣の見解をお伺いします。

駐留経費は、その負担によって我が国にどのようなメリットがあるのか、政府には丁寧な説明が求められます。この点、本協定が追求する日米同盟の抑止力、対処力強化という目的の効果について、できるだけ明確な指標で測り、国民に説明をいたします。

○国務大臣林芳正君登壇、拍手) (国務大臣林芳正君登壇、拍手)

昨日、ウクライナ政府より、我が国衆参両院議長に対して、ゼレンスキーア大統領による国会での演説についてお尋ねがありました。

昨日、ウクライナ政府より、我が国衆参両院議長に対して、ゼレンスキーア大統領による国会での演説を行いたいとの正式な要請が寄せられたと承知をしています。政府としては、是非国会において御議論、御検討いただき、前向きに対応していただければ有り難いと考えております。

次に、米国による日本の防衛と米国議会の承認についてお尋ねがありました。

米国は、累次の機会に日米安全保障条約の下での自國の対日防衛義務を確認しており、この

合わせた手当も十分なものとは言えません。

この点、以

前から議員立法の提出により強く問題提起を行つ

て

います。

この点、以

前から議員立法の提出により強く問題提起を行つ

て

</

していきます。

次に、米国核戦術及び核戦略における意思決定への日本の関与についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、日米間では、同盟の抑止力、対処力強化に向けた様々な取組について、様々なレベルで日頃から緊密かつ幅広く意見交換を行っています。

本年一月の日米2プラス2においても、日米両国が、米国の拡大抑止が信頼でき、強靭なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を確認していると同時に、米国は、核を含むあらゆる種類の能力を用いた日米安全保障条約の下での日米、日本の防衛に対する搖るぎないコミットメントを表明しています。今後とも、日米拡大抑止協議の場を含め、あらゆるやり取りを通じて日米同盟の深化を不斷に進めていきます。

次に、台湾有事における行動指針についてお尋ねがありました。

台湾海峡の平和と安定は、日本の安全保障はもとより、国際社会の安定にとっても重要です。台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというのが從来からの一貫した立場です。この点、日米間でも、日米首脳テレビ会談や日米2プラス2などにおいて、台湾海峡の平和と安定の重要性について認識を共有してきました。

その上で、あくまで一般論として申し上げれ

ば、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、政府としていかなる事態に対しても対応できるよう、平素からの体制の整備を含め、万全を期していくことは当然です。

次に、特別協定交渉における政府の交渉姿勢についてお尋ねがありました。

政府としては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、我が国自身の防衛力を根本的に強化するとともに、平和安全法制の下、引き続き、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため

の我が国としての主体的な取組を進め、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化しています。米国

も、こうした日本の取組を累次の機会に支持、歓迎していきます。

本特別協定の交渉に際しては、こうした防衛力強化に向けた我が国自身の様々な努力も含め、政

府として、主張すべきは主張しつつ、協議を重ね、合意に至ったものです。

次に、在日米軍駐留経費負担に関する特別協定の方式についてお尋ねがありました。

今般の交渉に際しては、日米両国を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、日米地位協定第三十四条に定める経費負担の原則は原則として維持しつつ、あくまでも暫定的、限定的、特例的な措置と

して、期間を五年間とする地位協定の特則である特別協定を締結することが適当との判断を改めて行つたものです。政府としては、現時点において、地位協定第二十四条に定める経費負担の原則それ自体を変更することは考えておりません。

このような枠組みの下で、今後とも、国民の理解を得られるよう、我が国のかなり財政状況や我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素の推移

に応じて、日本側の適切な負担の在り方について不斷に検討をしてまいります。

次に、同盟強靭化予算の日米の協力関係への影

響及びその評価の指標についてお尋ねがあります。

在日米軍駐留経費負担は、在日米軍の円滑かつ効果的な活動、米軍の地域への前方展開を確保する上で重要な役割を果たしてきています。在日米軍駐留経費負担によって日米関係にもたらされる具体的な影響は多面的であり、かつ定量的な評価にないまないものと言わざるを得ません。

その上で、我が国を取り巻く安全保障環境

が一層厳しさを増す中、我が国自身の防衛力を抜本的に強化するとともに、平和安全法制の下、引き続き、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため

厳しい財政状況や我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素を総合的に考慮し、主体的に判断し

等の各種要素を総合的に考慮し、主体的に判断し

等の各種要素を総合的に考慮し、主体的に判断し

てきています。

今回の特別協定においてどのように日米同盟が強靭化されるかについてお尋ねがありました。

今回、米国との間では、第一に、日米同盟の抑止力、対処力強化への貢献が直接的に見えにくい光熱水料等については、大幅に削減することで意

見の一致を見ました。第二に、在日米軍のみならず、自衛隊の即応性及び米軍との相互運用性の強化にも資する訓練資機材調達費の項目を設けるとともに、第三に、今後は、在日米軍の即応性及びその施設・区域の抗堪性強化に資する施設整備を

重点的に推進していくこととしました。

今回このように日米双方が真摯に交渉を行つた結果、議員御指摘の増額となりましたが、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えるだけではなく、自衛隊を含む日米同盟の抑止力、対処力をよ

り一層効果的に強化していくことに資する、また、厳しい財政状況を踏まえ、めり張りを付けた

同盟強靭化に資する経費負担の合意を得ることができたと考えております。(拍手)

NATOという民主主義国家の集まりが、安全保障環境を維持するために各国の国防費の対GDP比2%以上を達成することで合意しているとい

う点において、対GDP比は指標として一定の意味があると考えています。

防衛省としては、現下の安全保障環境に対応で

きるよう、防衛費、防衛力を抜本的に強化する

ために必要な予算をしっかりと確保していくたい

と考えております。

次に、自衛隊員の確保のための給与面等における抜本的な待遇改善についてお尋ねがありまし

た。

自衛官の任務の特殊性に対する待遇は重要であると考えており、安全保障環境の変化や自衛隊の任務拡大等を踏まえた適切な対処を、適切な待遇を確保すべく、給与面で、給与面を含めて待遇の向上を図つてまいります。

このような取組を通じて、人材確保を着実に図つてまいります。

最後に、訓練費、訓練資機材調達費についてお尋ねがありました。

自衛隊と在日米軍が実践的な訓練を通じ、即応性を向上させる必要があるとの観点から、新たに訓練資機材調達費を設けました。

本経費は、本来米側に負担義務がある米軍の即応体制維持のための経費を、同盟強靭化の観点から、日本側が負担するに当たって締結する特別協定の下での負担の一部であるため、本経費で調達する資機材は米軍、米側が所有することになります。

この資機材の活用のほか、自衛隊の資機材を米軍に使用させることなどにより、日米の即応性の、相互運用性を強化してまいります。(拍手)

○國務大臣岸信夫君登壇、拍手

○國務大臣岸信夫君登壇、拍手

○議長(山東昭子君) 井上哲士さん

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

宮城、福島での地震で被災された皆さんにお悔やみとお見舞いを申し上げ、政府に万全の対策を求めるものです。

会派を代表して、在日米軍駐留経費負担特別協定について質問します。

ロシアのブーチン政権によるウクライナ侵略をまず満腔の怒りを持つて非難し、侵略の即時中止と撤退を求めます。

ロシアの行為は、国連憲章違反の侵略行為であることはもとより、市民への無差別攻撃は国際人道法で、病院への攻撃はジュネーブ文民条約で、

原発への攻撃はジュネーブ条約追加議定書で禁じられている国際法違反の蛮行であり、決して許されません。政府も同じ認識ですか。

ロシア国内でも、侵略反対の市民の声や行動が、政府の弾圧の中でも広がっています。国連社会と連携した経済制裁とともに、侵略をやめさせ一番の力は、ロシア国内の声と連帯し、世界の国々と市民が侵略やめよ、国連憲章、国際人道法守れの一点で声を上げ、力を合わせることです。国連総会緊急特別会合でのロシアのウクライナ侵略への非難決議は、国連加盟国の七割を超える百四十一か国が賛成で採択されました。一方、棄権は三十五か国、退席した国が十二か国ありました。この四十七か国に対し、侵略を非難して軍事行動の中止を求める立場に立つように働きかけていく外交活動を政府に強く求めます。

総理が明日から訪問するインドもこの決議に棄権しています。インドに対しても強く働きかけていただきたい。以上、外務大臣、いかがですか。ウクライナ国内外で、約五百万人の市民が避難しています。食料、物資、医療などが緊急に求められています。これら非軍事の人道支援に全力を挙げることを政府に強く求めます。

現在審議中の来年度予算案には、安倍元総理とブーチン大統領の合意に基づくロシアとの八項目二十一億円の経済協力関係予算が計上されています。ロシアがウクライナを侵略している下で、国際的にも国民的にも全く納得は得られません。松野官房長官も会見で、日ロ経済協力について当面見合わると述べられました。この予算は削減すべきです。答弁を求めます。

て世界の平和の秩序をつくってきました。日本国憲法はそれを発展させたものです。

今脅かされているのは、ウクライナの主権だけではなく、世界の平和の秩序そのものです。国連憲章は無力などとして、ロシアの力の論理で、

力で対抗しようることは、世界を十九世紀まで逆行させるものです。

国連憲章に基づく世界の平和の秩序の回復の重要性と、憲法九条を持つ日本の役割について、外務大臣の答弁を求めます。

次に、核共有議論の問題です。

ブーチン政権が核の使用で世界を恫喝しながら侵略を進めていることは言語道断です。この危機に乗じて、元首相などの核共有を議論すべきという動きは看過できません。

岸田総理は、二日の予算委員会での私の質問

に、様々な意見があるとした上で、だからこそ、政府としての考え方をしっかりと明らかにし、強く表明しなければいけないと述べ、非核三原則を堅持する立場からも、原子力の平和利用を前提とする原子力基本法を始めとする法体系からしても、こうした考えは認められないと答弁しました。

ところが、自民党の茂木幹事長は七日の記者会見で、核共有は概念上、非核三原則に直ちに反するものとも言えない、中長期的な抑止力確保の観点で位置付けられるべきなどを述べました。

しかし、核共有とは、米軍の核戦力の日本配備を認めることです。国はである非核三原則を投げ捨てるものであり、断じて認められません。国はをめぐり、政権の幹事長が総理答弁を覆すような発言をする、まさに異常な事態というほかありません。政府は、将来にわたって核共有などあり得ないと明言すべきです。官房長官、いかがですか。

在日米軍駐留経費、思いやり予算特別協定について伺います。

本協定は、在日米軍の駐留経費について、日本が二〇二二年度からの五年間に総額一兆五百五十億円を負担することを約束し、二〇一六年度が

一億円を負担することを約束し、二〇一六年度が額を、防衛大臣、お答えください。

日米地位協定二十四条は、在日米軍の維持経費は日本国に負担を掛けずに合衆国が負担すると定めおり、日本に負担義務はありません。昨年の現行協定延長の際の審議で当時の外務大臣は、日

本の負担について、我が国の厳しい財政状況を考慮するとしていましたが、しかし、本協定を見れば、コロナ禍が続く中、更に厳しくなった財政状況を考慮したことを示す形跡はどこにも見当たりません。

在日米軍が訓練の必要上、自國の優れた訓練場を選ぶのは全く米軍の都合によるものであり、日本が経費を負担する理由はどこにあるというのですか。沖縄の負担軽減を費用負担の口実にするこ

とは、筋の通らない負担を日本に負わせるための方便ともいいくものではないですか。

今回、政府は、通称を同盟強化予算と変えましたが、実際は、日本に何ら負担義務がない経費の肩代わりを更に広げ、自衛隊と米軍との一体化を一層進めながら軍事力を強化しようとするものにはかならないではありませんか。

以上、外務大臣の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

○国務大臣(林芳正君) 井上議員にお答えをいたします。

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

ロシアによる侵略行為と国際人道法との関係についてお尋ねがありました。

ジュネーブ諸条約及び同第一追加議定書を含む国際人道法上、軍事行動は軍事目標に限定して行うこととされ、この軍事目標主義に反する攻撃は、国際人道法に違反するものであり、決して許されません。

一般的のロシアによる軍事行動は、国連憲章第二条四が禁ずる違法な武力の行使であり、国際法違法と反して経費の負担を強いられることがあります。また、林外務大臣は衆議院で、訓練資機材調達費の上限に関して、協定の規定を挙げ、日本側の意に反して経費の負担を強いられることがあります。せんと答弁されました。しかし、近年の米国製兵器の爆買いやイメージ・アショア導入決定までの経過を見れば、政府が米国の要求をきつぱり断る

と信じる国民がどれほどいるでしょうか。納税者にとっては、何の歯止めにもならないではありませんか。

さらに、本協定では、訓練移転費に関する、アラスカを米軍機の訓練移転先の対象に追加すると宇宙、サイバーの軍事訓練を利用する環境を網羅する統合太平洋アラスカ訓練場を始めとした軍事施設を保有しています。ここには、沖縄やグアムなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れた訓練環境があるとされています。

在日米軍が訓練の必要上、自國の優れた訓練場を選ぶのは全く米軍の都合によるものであり、日本が経費を負担する理由はどこにあるというのですか。沖縄の負担軽減を費用負担の口実にするこ

とは、筋の通らない負担を日本に負わせるための方便ともいいくものではないですか。

今回、政府は、通称を同盟強化予算と変えま

したが、実際は、日本に何ら負担義務がない経費の肩代わりを更に広げ、自衛隊と米軍との一体化を一層進めながら軍事力を強化しようとするものにはかならないではありませんか。

以上、外務大臣の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

○国務大臣(林芳正君) 井上議員にお答えをいたします。

ロシアによる侵略行為と国際人道法との関係についてお尋ねがありました。

ジュネーブ諸条約及び同第一追加議定書を含む国際人道法上、軍事行動は軍事目標に限定して行うこととされ、この軍事目標主義に反する攻撃は、国際人道法に違反するものであり、決して許されません。

一般的のロシアによる軍事行動は、国連憲章第二条四が禁ずる違法な武力の行使であり、国際法違法と反して経費の負担を強いられることがあります。また、林外務大臣は衆議院で、訓練資機材調達費の上限に関して、協定の規定を挙げ、日本側の意に反して経費の負担を強いられることがあります。せんと答弁されました。しかし、近年の米国製兵器の爆買いやイメージ・アショア導入決定までの経過を見れば、政府が米国の要求をきつぱり断る

シアによる侵略を強く非難するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう、引き続き強く求めていきます。

次に、ロシアによるウクライナ侵略に関する国連総会決議についてお尋ねがありました。

現地時間三月二日、国連総会の緊急特別会合は、ロシアによるウクライナの侵略を最も強い言葉で遺憾とし、ロシア軍の即時完全無条件の撤退を求める内容等を内容とする決議を、百四十一か国という多数の賛成によって採択しました。我が国は、できる限り多数の国々がこの決議案に賛成し共同提案国入りするよう、多くの国々に働きかけました。

インドとの関係では、二月十一日の日米豪印外相会合、また、三月三日の日米豪印首脳テレビ会

議において、現下のウクライナをめぐる情勢について率直な意見交換を行いました。今後も、総理のインド訪問も含む様々な機会を捉え、意思疎通を行っていきたいと考えています。

(号外)

シアの侵略をやめさせ、ロシア軍を撤退させるために、G7を中心とする国際社会が結束して対応する事が重要と考えており、棄権した国を含め、各国に対して様々な機会を捉えて粘り強い外交努力を続けていきたいと考えています。

次に、国連憲章の重要性及び憲法九条を持つ日本本の役割についてお尋ねがありました。

国連憲章においては、例えば、第二条三において、全ての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならないと定められており、同条四において、武力による威嚇又は武力の行使を禁止しています。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、国連憲章第二条四が禁ずる違法な武力の行使であり、明確な国際法違反であつて、国際秩序の根幹を搖る

がす行為です。断じて許容できず、厳しく非難します。

国際の平和と安全の維持を目的としている国連憲章の考え方は、我が国の平和主義の理念とも軌道を一にし、国際秩序の基礎となる重要なものです。

我が国は、憲法九条及び前文に示されている平和主義の理念の下、平和国家として国際社会の平和と安定に貢献してまいりました。この取組は高く評価されています。

今後とも、こうした取組を続けながら、平和国家としての歩みを続けていきたいと考えます。

次に、特別協定交渉の経緯についてお尋ねがありました。

本特別協定は、政府として、厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるとともに、日米同盟の抑止力、対処力をより一層効果的に強化していくことが必要であるとの認識の下、主張すべきは主張しつつ、協議を行つてまいりました。

いずれにせよ、我が国としては、一刻も早くロシアの侵略をやめさせ、ロシア軍を撤退させるた

めに、G7を中心とする国際社会が結束して対応することを重ね、今回合意に至つたものであり、増額あり

きの交渉だったとの御指摘は当たりません。

次に、訓練資機材調達費の負担上限についてお尋ねがありました。

日本側が負担する経費については、協定上、日

本国政府が、相互に適当と判断する経費を負担するとの通告を米国政府に対して行う場合に限る旨規定しています。したがつて、日本側の意に反して経費の負担を強いられることはありません。

加えて、本特別協定期間の五年間で最大二百億円を負担することとしたものでございますが、これは概算要求のための全ての必要な手続を完了す

ることを条件とした額であることについて日米間で一致をしており、日本が際限なく負担することになるとの指摘は当たりません。

次に、訓練移転費を負担する理由及び沖縄の負

担軽減についてお尋ねがありました。

訓練移転は、在日米軍の抑止力の維持向上と在

日米軍施設・区域周辺における訓練活動の影響を軽減する観点から大きな意義を有しております。政府としても積極的に取り組んできています。

特に、沖縄の負担軽減は政府の最重要課題であ

り、例えば、嘉手納飛行場等に所属する航空機の訓練移転に取り組むことにより、嘉手納飛行場等の周辺の住民に対する騒音の影響が一定程度軽減される効果があるものと認識をしております。

かかる観点から協議を行つた結果、航空機の訓練移転について、米軍による訓練の日本国外への移転を一層促進するため、広大な空域など恵まれた訓練環境を有するアラスカを訓練移転先の対象とすることについて、日米間で一致をいたしました。

これにより、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図るために訓練移転を更に促進することが可能になると考えており、筋の通らない負担を日本に負わせるための方便との御指摘は当たりません。

次に、在日米軍駐留経費負担の通称についてお尋ねがありました。

政府としては、今回の交渉の結果、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えるだけではなく、自衛隊を含む日米同盟の抑止力、対処力をより一層効果的に強化していくことに資する、また、厳しい財政状況を踏まえ、めり張りを付けた経費負担

の合意を得たと考えております。

このように、これまで在日米軍の駐留を支援することに重きを置いた経費負担でしたが、今回

の合意により、本件経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで、一致をいたしました。

このような経費負担の内容の変化を踏まえ、今

端的に示すものとして、その通称を同盟強化予算とする」ととしたものです。(拍手)

〔國務大臣岸信夫君登壇 拍手〕

○國務大臣(岸信夫君) 井上哲士議員にお答えをいたします。

まず、在日米軍駐留経費負担の総額についてお尋ねがありました。

在日米軍駐留経費負担について、昭和五十三年

度から令和三年度までの当初予算額の総額と令和四年度予算案の額は合計で八兆七百二十五億円で

あります。
最後に、訓練資機材調達費についてお尋ねが
りました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを
増す中で、自衛隊と在日米軍の双方が各種の高度
な訓練の実施等を通じ即応性を向上させていく必
要があるとの観点から協議した結果、新たに訓練
資機材調達費の項目を設けることとしました。

米側が調達する訓練資機材の、資機材を日本、
日米共同訓練などにも活用することにより、日米
双方の即応性向上や相互運用性の強化に資するこ
ととなり、本経費の新設は適切と考えています。

(拍手)
○議長(山東昭子君) 以上で質疑は終了いたしま
した。これにて午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時一分開議

○議長(山東昭子君) 休憩前に引き続き、会議を開
きます。

この際、日程に追加して、
雇用保険法等の一部を改正する法律案につい
て、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。後
藤茂之厚生労働大臣。

(國務大臣後藤茂之君登壇、拍手)

○國務大臣(後藤茂之君) ただいま議題となりま
した雇用保険法等の一部を改正する法律案につき
まして、その趣旨を御説明いたします。
新型コロナウィルス感染症の感染拡大が雇用に
大きな影響を与える中、雇用の安定と就業の促進
を図ることが重要な課題となっています。また、

雇用保険財政の安定運営を図るため、その費用負
担について所要の措置を講ずるなどの必要があり
ます。

こうした状況を踏まえ、失業等給付の特例の継
続、求人メディア等のマッチング機能の質の向
上、地域のニーズに対応した職業訓練の推進等の
措置を講ずるとともに、雇用保険について、保険
料率の暫定的な引下げ、機動的な国庫負担の仕組
みの導入等を行ったため、この法律案を提出いたし
ました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明いたします。

第一に、雇用保険制度における失業等給付につ
いて、雇い止めによる離職者等に係る基本手当の
給付日数の特例及び教育訓練支援給付金制度等を
継続するほか、離職後に事業を開始した者に係る
基本手当の受給期間の特例を創設するとともに、
公共職業安定所長が受講を指示する公共職業訓練
等の対象に求職者支援制度に基づく訓練を追加す
ることとしています。

第二に、職業安定法における募集情報等提供事
業について、その機能強化と事業運営の適正化を
図るため、労働者になるとする者に関する情報を
を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制
の創設や、募集情報等提供事業を行う者に対する
求人等に関する情報の的確な表示等の義務付けを
行うとともに、必要な指導監督規定の整備等を行
うこととしています。

第三に、職業能力の開発及び向上の促進のた
め、地域の実情に応じた取組が適かつ効果的に
実施されるよう、都道府県の区域ごとに関係者に
よる協議会を組織する仕組みの創設等を行うこと
といたします。

第四に、雇用保険財政について、令和四年度の
保険料率を激変緩和のため引き下げるとともに、
雇用情勢や雇用保険財政に応じ、失業等給付に係
る国庫負担を機動的に行える仕組みを導入するな
どの措置を講ずることとしています。

これまで、新型コロナウイルス感染症等の影響に
対応するための国庫負担の特例措置を継続すると
ともに、積立金から雇用安定事業費に充てるため
に借り入れた金額について、一定の範囲内で返済
の猶予を可能とするなどの措置を講ずることとし
ています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定
を除き、令和四年四月一日としています。
以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がござります。順次発言を許しま
す。石田昌宏さん。

(石田昌宏君登壇、拍手)

私は、自民、公明を代表し、ただいま議題とな
りました雇用保険法等の一部を改正する法律案に
ついて、後藤厚生労働大臣に質問いたします。

新型コロナウイルスのパンデミック、ロシアに
によるウクライナへの侵略、そして先日も大きな地
震がありました。人の命や暮らしが奪われ、経済
が大きく揺さぶられる脅威が続いている。お悔
やみとお見舞い、そして最前線で命と暮らしを
守ってくださる方々への感謝を申し上げます。一
日も早く日常が戻るよう、今後も取り組んでまい
ります。

この求職者支援制度について、さらに子育て中
の方が利用しやすいよう託児サービスを利用でき
る訓練コースの設定や、デジタル分野の訓練コー
スの定員増など、利用者本位に充実させた上で、
来年度も特例措置が講じられるべきと考えます
が、政策の方向性をお聞かせください。

コロナ感染の拡大により、飲食サービス業や宿
泊業など対面型サービスを提供する業種の経営状
況が悪化し、失業者が増加しています。一方、全
産業で見ると、基調として人手不足が続いている
状況にあります。

一時はリーマン・ショックを超えるマイナスの
経済成長率となつたにもかかわらず、各事業所は
従業員の生活を守るという強い意思の下、雇用維
持に懸命に取り組んできました。政府は、これを
支えるために、雇用調整助成金の特例措置の拡充
と度重なる延長などを行い、失業率の上昇は抑え
られています。

しかし、地域や業種ごとに詳細を見ると、個々
の状況に応じたきめ細やかな対応がまだ不十分で
す。まん延防止等重点措置は間もなく全て解除さ
れますが、再び感染が広がることも否定できません。
事業者の方が見通しを持って今後の経営計画
を考えることができるようするためにも、今後
も特例措置等の積極的な運用に努める方針を変え
ないでほしいと考えますが、大臣のお考えをお聞
かせください。

本改正案では、コロナ下で雇い止め等により離
職した者に対する給付の暫定的な措置や、若年離
職者への手厚い教育訓練支援給付金制度を令和六
年度末まで延長します。
一方、雇用保険の適用がない等のケースが多い
非正規労働者やフリーランスに対する月十万円の
給付金や、ウエブデザインやプログラミング、介
護、生活援助等の無料の職業訓練を行う求職者支
援制度の特例措置については本年度末までとなっ
ています。

この求職者支援制度について、さらに子育て中
の方が利用しやすいよう託児サービスを利用でき
る訓練コースの設定や、デジタル分野の訓練コー
スの定員増など、利用者本位に充実させた上で、
来年度も特例措置が講じられるべきと考えます
が、政策の方向性をお聞かせください。

コロナ感染の拡大により、飲食サービス業や宿
泊業など対面型サービスを提供する業種の経営状
況が悪化し、失業者が増加しています。一方、全
産業で見ると、基調として人手不足が続いている
状況にあります。

ル化等の急速な進展に対応した人材開発が不可欠ですが、今回の改正案では、ニーズや雇用情勢等を踏まえた人材開発をどのように促進していくつもりでしょうか。あわせて、企業等が人材開発に前向きな姿勢を取ることができるよう、どのように後押ししていくつもりでしょうか。お伺いいたします。

デジタルの普及に伴い、求職活動においてもインターネットの利用が拡大しており、法律上の募集情報等提供のこれまでの定義に当てはまらないクローリングなどの新しいサービスが生まれています。これはネット上に公表された募集情報を自動収集するサービスであるため、利用者の利便性が高まる一方、従来からある職業紹介等の様々な問題点が更に拡大しかねないと懸念をしておりま

す。今回の法案には、募集情報等提供の定義の拡大や、求職者情報を収集している募集情報等提供事業者の届出の義務化、これら事業者と職業安定機関との相互協力の努力義務が規定されています。

が、これにより何のデメリットが解消され、どんなメリットが生まれるのか、お示しいただきたいと思います。

最後に、雇用保険の財政に関する伺います。

雇用保険財政関係の積立金残高は、アベノミクスによる雇用情勢の大幅な改善を追い風に、平成二十七年度には過去最高の六兆四千億円となりました。その結果、平成二十九年度から令和三年度の五年間、雇用保険料率と国庫負担を暫定的に引き下げるなどできました。

しかし、新型コロナ感染拡大による雇用への影響を最小限に止めるため、雇用調整助成金等への充当等を進めてきました。残高は五百億円と大きく減ってしまいました。

加えて、ロシアによるウクライナ侵略で世界の安全保障環境は不安定化し、エネルギー資源、

食料の価格の急上昇で経済状況も一気に不透明化しています。雇用をめぐる情勢の急激な変化に前向きな姿勢を取ることができるように、どのように後押ししていくつもりですか。お伺いいたします。

デジタルの普及に伴い、求職活動においてもインターネットの利用が拡大しており、法律上の募集情報等提供のこれまでの定義に当てはまらないクローリングなどの新しいサービスが生まれています。これはネット上に公表された募集情報を自動収集するサービスであるため、利用者の利便性が高まる一方、従来からある職業紹介等の様々な問題点が更に拡大しかねないと懸念をしておりま

す。今回の法案には、募集情報等提供の定義の拡大や、求職者情報を収集している募集情報等提供事業者の届出の義務化、これら事業者と職業安定機関との相互協力の努力義務が規定されています。

が、これにより何のデメリットが解消され、どんなメリットが生まれるのか、お示しいただきたいと思います。

ただ、コロナの次の感染増加への懸念や、物価上昇圧力の高まりによる経済や雇用の影響が見通せない中、特に雇用保険の失業等給付に係る保険料率の見直しについては、御負担いただく雇用主や働く人の理解がより重要となります。どのように取組をされるのでしょうか。

この点をお伺いして、私の質問を終わります。

(拍手)

（國務大臣後藤茂之君登壇、拍手）

○國務大臣（後藤茂之君） 石田昌宏議員の御質問にお答えいたします。

雇用調整助成金の特例措置についてお尋ねがあ

ります。

雇用調整助成金については、これまで例のない特例措置を講じ、事業主の雇用の維持を強力に支援してきたところです。

先般、雇用調整助成金の特例措置等を六月末まで延長する方針を公表したところですが、七月以降の取扱いについては、経済財政運営と改革の基

本方針二〇二一を踏まえ、引き続き、感染が拡大している地域及び特に業況が厳しい企業に配慮し、雇用情勢を見極めながら検討をしてまいります。

求職者支援制度についてお尋ねがありました。求職者支援制度については、託児サービス付きの訓練や、希望に応じた日時に受講が可能なe－ラーニングコースの設定の促進に取り組むとともに、IT分野の資格取得を目指す訓練コースに対する委託費の上乗せを行うなどの充実を図っています。

今回の改正案では、雇用保険の失業等給付に係る保険料率については、原則〇・八%のところ、令和四年九月までは〇・二%のまま、十月から令和五年三月については〇・六%とし、また国庫負担については、より機動的な財政運営が可能となる仕組みとした上で、コロナ禍への対応のための失業等給付等への国庫からの繰入れ及び雇用安定事業に係る国庫負担の特例の暫定措置を令和四年度まで継続することとしています。

ただ、コロナの次の感染増加への懸念や、物価上昇圧力の高まりによる経済や雇用の影響が見通せない中、特に雇用保険の失業等給付に係る保険料率の見直しについては、御負担いただく雇用主や働く人の理解がより重要となります。どのように取組をされるのでしょうか。

人材開発の促進等についてお尋ねがありました。

デジタル化の急速な進展等に対応した人材開発を促進するため、今般の法律では、関係者による都道府県単位の協議会を法定化し、地域のニーズを反映した訓練コースの設定、訓練効果の把握、検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図るなどの役割を果たしていくことを考えております。

あわせて、現在、労働政策審議会の人材開発分科会において、企業における学びや学び直しの促進をするため、ガイドラインの策定に向けた御議論をいただいており、このガイドラインの策定等により、企業内における人材開発を促進してまいります。

お尋ねがありました。

次に、募集情報等提供に関する改正の効果についてお尋ねがありました。

求人メディアに関しては、応募したら既に募集が終了していた、実際の労働条件が異なっていたなどのトラブルが存在しております。

今般の改正法案で、募集情報等提供の定義を拡大し、募集情報の的確表示を法的に義務付けること等を規定しております。これにより、こうしたトラブルの発生が防止され、新しいサービスも含めた求人メディア等を求職者が安心して利用でき

る環境が整備されることで、労働市場における公正、効率的なマッチングが促進されると考えております。

保険料率見直しに対する負担者の理解についてお尋ねがございました。

令和四年度の雇用保険料については、雇用保険料率が厳しい状況にある中、失業等給付の報告書も踏まえて、令和四年度における激変緩和措置として、年度前半を千分の二、後半を千分の六とすることとしております。

雇用保険制度は、労使から広く御負担いただいた保険料も原資として、雇用を失った方への失業給付や、業況が苦しい企業への雇用調整助成金の支給といった再分配を行う機能を有しております。この制度の意義や変更内容について、全事業主へのお知らせや、都道府県労働局における説明会の実施などにより、丁寧に周知、説明し、理解を得てまいりたいと考えております。（拍手）

○議長（山東昭子君） 森屋隆さん。

〔森屋隆君登壇、拍手〕

○森屋隆君 立憲民主党の森屋隆です。

ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問をいたします。

まず冒頭、今回ロシアによるウクライナ侵略は多くの民間人を犠牲にし、その被害は女性や子供たちにまで及んでいます。この暴挙を厳しく非難するとともに、政府にはこれまで以上に関係諸国と連携をして一刻も早いロシア軍の撤退と最大限の人道支援を進めることを強く求めます。

また、一昨日、東北を中心大きな地震が発生しました。お亡くなりになられた方に心よりお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた方に

お見舞いを申し上げます。この一週間程度は自分の身を守る行動も心掛けていただきますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行が始まつてから約二年が経過しました。この感染症は、私たちの暮らしを一変させ、我が国の経済、そして雇用に対し甚大な影響を与え続けています。この危機に対しては、雇用調整助成金の特例措置により、失業者の増加をある程度抑制できたものと理解しています。

しかし、二年以上に及ぶ特例措置の影響などにより、失業等給付の積立金の残高は、来年度末には約五百億円と底をつくことが見込まれており、雇用保険制度は機能不全に陥るリスクに直面しています。

このような状況で提出された今回の法律案ですが、基本手当に関する暫定措置の延長や、雇用調整助成金の一部を国庫で負担する特例措置の延長など、評議できる面もあります。当初、交通運輸業界では特例措置の運用がなされないと判断もあり、雇用に対する大きな不安を感じています。しかし、この制度が適用されることにより、公共交通を始め、航空やホテル、旅館、観光事業者に活用されることになりました。この安心感があつたからこそ、この二年間を耐えてこられたと思います。

その一方、雇用保険制度の各給付における国庫負担割合を雇用保険法の本則に戻すとする衆参厚生労働委員会の附帯決議は今回も無視されました。それどころか、この法案では、コロナ禍での多額の国庫繰入れを言い訳に、国庫負担に関する本則 자체を変えてしまうという、我々が想像もしていなかつた改正内容が含まれています。

確かにコロナ禍での国庫負担は莫大なものであります。しかし、労働者の生活はコロナ下も続いている

くのです。このような改正内容で、雇用政策に対する國の責任が将来にわたつて果たせると本当に言ひ切れるのでしょうか。

以上のような問題意識を踏まえて、雇用保険法の改正について質疑を行います。

まず、雇い止めに遭った労働者の基本手当の給付日数を拡充する暫定措置の延長についてお尋ねします。

雇い止めに遭つた有期雇用労働者については、新型コロナの影響が顕著になる前から再就職先を見付けるのが困難な状況が続いており、基本手当の受給期間中に再就職することができた方は令和元年度でも約五六%にとどまっています。こうした状況を踏まえ、平成二十一年の暫定措置創設以降、三度の延長が繰り返され、今回で四度目の延長ということになりました。

コロナ禍の厳しい状況も踏まえて三年間の延長ということですが、雇い止めに遭つた有期雇用労働者の再就職が厳しい環境が続く限り、この暫定措置は今後も継続することが必須であると考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

また、雇い止めに遭つた有期雇用労働者の再就職が厳しい状況はなぜ続いたままなのでしょうか。厳しい状況が改善されない理由をどう分析し、どのような対応が必要と考えているのか、厚生労働大臣の見解を伺います。

雇用調整助成金の特例措置延長による今後の雇用保険財政の見通しについてお尋ねします。

令和四年度予算案では、令和四年度末の積立金残高は僅か五百億円しか残らないという見通しが示されています。雇用調整助成金の特例措置が六月末まで延長されることになりましたが、今後の雇用保険財政の見通しを厚生労働大臣に伺いま

けは避けなくてはなりません。

各種特例措置が感染症対応という事情によるものであることを踏まえると、令和四年度中に財源不足に陥ったときには、保険料率の引上げや給付の削減ではなく、国庫からの繰入れで対応すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

政府案では、失業等給付の財政状況に関する指標である弾力倍率が一未満となる場合、かつ基本手当の受給者実人員が七十万人となる場合についてのみ、国庫負担割合を四分の一にするとしており、それ以外の場合は国庫負担割合を四十分の一とするととしています。

雇用保険部会では、四分の一と四十分の一では余りにも差が大き過ぎると指摘する声もあつたと承知しています。しかし、衆議院本会議では、四十分の一の根拠について、現行の国庫負担割合を基にしていると答弁したにすぎず、合理的な説明が全くありませんでした。

そもそも現行の国庫負担割合はあくまでも时限的な措置であり、令和二年度の衆参厚生労働委員会の附帯決議でも、令和三年度までの二年度間に限つた措置とすることを求めていました。この附帯決議の要請をどのように受け止めているのか、厚生労働大臣の見解を伺います。

また、雇用保険財政の安定的運営という観点から、国庫負担四十分の一という数字にどのような合理的な根拠があるのか、また国庫負担割合で本当に国への雇用政策への責任を示していると言えるのか、それぞれ厚生労働大臣の見解を伺います。

加えて、令和三年度補正予算では国から二・二兆円の繰入れを行いました。それならば、令和四年度から国庫負担を四分の一に戻し、そのための国庫負担金として令和四年度予算案に約二千億円を確保し、残る二兆円を令和三年度補正予算に計上すべきだったのではないでしょうか。こうした

対応を取らなかつた理由を財務大臣に伺います。

厚生労働省は、受給者実人員が七十万人以上という基準について、原則の雇用保険料率を設定するに当たつての基本想定としている六十万人と、は、この七十万人という要求水準が極めて厳しく、事実上発動されないのでないかと懸念を持っています。この点、衆議院の厚生労働委員会では、今後の労働政策委員会における検討において、七十万人という募集、基準の見直しもその対象となり得ることを確認しております。

今後、新型コロナウイルス感染拡大の雇用情勢も踏まえ、政令上の基準を見直すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

国庫負担割合の見直しと併せて、今回、新たに国庫からの任意繰入れ制度が導入されることになります。

先ほど申し上げたように、国庫負担割合が四分の一となる要件は大変厳しく、実際の発動は困難です。それゆえ、この国庫からの任意繰入れ制度の実効性が本当に確保されるのかという点は、本法律案の重要な論点です。雇用保険部会においても、こうした懸念が労使双方の委員から示されたものと承知しております。

そこで、雇用保険部会報告書では、任意繰入れが発動されるべき具体的な状況を四つ挙げ、当該状況に該当する場合には、時点を問わず雇用保険部会に報告し、財政安定化のために必要な財源の内容やその確保策も含めて議論を行い、その意見を踏まえて必要な対応を取るべきであると厚生労働省に対応を求めています。

しかし、本法律案には、任意繰入れ制度の運用の考え方は一切条文に書かれておりません。少なくとも政省令に制度の運用の考え方を規定してお

を伺います。

衆議院本会議では、報告書の内容が本当に実行されるのかを確認する質問が幾つも行われました。が、厚生労働省としては、こうした議論を踏まえつつ、適切に対応してまいりますとの答弁が繰り返されました。

改めて伺います。

雇用保険部会報告書で示された状況に至った場合には、直ちに労働政策審議会に諮問を行い、国庫からの任意織入れが必要との結果に至った場合には、財政当局とも議論を行い、必要な財源を確保する、そうお約束いただけないでしょうか。厚生労働大臣の御決意をお聞かせください。

そもそも、任意織入れは国による裁量が強い仕組みです。今回の見直しは公労使三者の合意により運営されている雇用保険制度に対する財政当局の裁量を強化することにもつながりかねません。議会の建議の影響を強く受けたものと印象があることは否定できません。

今後、任意織入れ条件として、財政当局から保険料率の引上げや給付水準の引下げを要求されることが懸念されますが、厚生労働大臣として、そうした要求にはきちんと反論していくと明言をいただけないでしょうか。今回の改正に対する懸念を払拭するためにも、厚生労働大臣の御決意を伺います。

次に、職業安定法の改正についてお伺いします。募集情報等提供事業者が労働市場において果たす役割は年々大きくなっています。就職していることが明らかとなっています。

職業安定法第五条の三第一項では雇用仲介事業者、及び第二項では求人者に対して労働条件の明示を義務付けていますが、これらの規定では募集

情報提供事業者が対象外となっています。

いてお尋ねがありました。

含め、引き続き雇用保険財政の安定的な運営を確保してまいりたいと考えております。

職業安定法の指針では、原則として、求人者が求職者と最初に接触する時点までに全ての労働条件を明示すべきとしていることは承知しています。

拡充措置の取扱いについては、労働政策審議会において、コロナ禍からの経済回復の途上であることも踏まえ、三年間延長すべきとの結論に至ったのです。この措置の令和七年度以降の取扱いについては、対象者の再就職状況等を注視しつつ、制度の効果や廃止した場合の影響も踏まえて検討す

ることを明示すべきとしていることは承知しています。しかし、求職者が求職者と実際に接触する段階、つまり面接などの選考に進む前の段階であつても、求職者には職務経歴書の準備など、大小様々な負担が掛かっています。

こうした状況を踏まえると、求職者保護という観点から、求職者が募集情報等提供事業者に対しても、求人広告等の掲載を依頼するようなケースでは、業務内容、賃金、労働条件等の、労働時間等の労働条件を募集情報等提供事業者に対して明示することとともに、募集情報等提供事業者にも労働条件明示を義務付けておく必要があるのでな

いでしょうか。厚生労働大臣の見解を伺います。

また、本法律案では、募集情報等提供事業者等に対し求人情報の的確表示義務を課すとしていますが、情報を正確かつ最新の内容に保つため、措置については、具体的な基準を法成立後に関係部会で議論することとしています。

求職者が事実と異なる労働条件を信じた結果、不利益を被ることがあつてはなりません。正確性等を保つための措置については、求職者保護といふ観点を最大限尊重した上で検討する必要があると考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

雇用保険制度は、我が国の労働者の生活を支える重要なセーフティーネットの一つです。立憲民主党は、この重要な制度を将来にわたって万全なものをとするために全力を尽くすことをお誓い申し上げ、私の質疑といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣後藤茂之君登壇、拍手)

○國務大臣(後藤茂之君) 森屋隆議員の御質問に

お答えいたします。

離職者の基本手当の拡充に関する暫定措置につ

いてお尋ねがありました。

雇い止めによる離職者の基本手当の給付日数の拡充措置の取扱いについては、労働政策審議会において、コロナ禍からの経済回復の途上であることも踏まえ、三年間延長すべきとの結論に至ったのです。この措置の令和七年度以降の取扱いについては、対象者の再就職状況等を注視しつつ、制度の効果や廃止した場合の影響も踏まえて検討す

ることを明示すべきとしていることは承知しています。しかし、求職者が求職者と実際に接触する段階、つまり面接などの選考に進む前の段階であつても、求職者には職務経歴書の準備など、大小様々な負担が掛かっています。

こうした状況を踏まえると、求職者保護という観点から、求職者が募集情報等提供事業者に対しても、求人広告等の掲載を依頼するようなケースでは、業務内容、賃金、労働条件等の労働条件を募集情報等提供事業者に対して明示することとともに、募集情報等提供事業者にも労働条件明示を義務付けておく必要があるのでな

いでしょうか。厚生労働大臣の見解を伺います。

また、本法律案では、募集情報等提供事業者等に対し求人情報の的確表示義務を課すとしていますが、情報を正確かつ最新の内容に保つため、措置については、具体的な基準を法成立後に関係部会で議論することとしています。

求職者が事実と異なる労働条件を信じた結果、不利益を被ることがあつてはなりません。正確性等を保つための措置については、求職者保護といふ観点を最大限尊重した上で検討する必要があると考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

このため、厚生労働省としては、雇い止めに遭つた有期雇用労働者を引き続き所定給付日数の上乗せに係る暫定措置の対象とした上で、ハローワークにおいて、求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援や、職業訓練を受講する期間中の雇用保険への転換が難しい状況になつてることなどを要因であるものと考えております。

このため、厚生労働省としては、雇い止めに遭つた有期雇用労働者を引き続き所定給付日数の上乗せに係る暫定措置の対象とした上で、ハローワークにおいて、求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援や、職業訓練を受講する期間中の雇用保険への転換が難しい状況になつてることなどを要因であるものと考えております。

このため、厚生労働省としては、雇い止めに遭つた有期雇用労働者を引き続き所定給付日数の上乗せに係る暫定措置の対象とした上で、ハローワークにおいて、求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援や、職業訓練を受講する期間中の雇用保険への転換が難しい状況になつてることなどを要因であるものと考えております。

官 報 (号 外)

国庫負担率四十分の一という数字の根拠についてお尋ねがありました。

今般の改正においては、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた国庫負担割合を設定することとしておりますが、このうち四十分の一の負担割合については、現行の国庫負担割合を基にしており、雇用情勢等にかかわらず、政府の経済政策、雇用政策の結果としての失業の発生に対する国の責任を継続的に果たすために設定したものであります。雇用保険制度における国の雇用政策への責任についてお尋ねがありました。

失業等給付に係る費用の一部を国庫により負担

しているのは、雇用保険の保険事故である失業は、政府の経済政策、雇用政策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきとの考え方によるものであります。この考え方については、今回の改正によつて変わるものではないと考えています。

具体的に入れ規定を創設するなどにより、雇用情勢等に応じて機動的な財政運営ができる枠組みを新たに設けるものです。こうした仕組みを適切に運営することも、総合的な雇用政策を効果的に推進することにより、雇用政策に係る国の責任を果たしてまいりたいと考えています。

受給者実人員七十万人の基準の見直しについてお尋ねがありました。

雇用情勢が相当程度悪化した状態として、原則の雇用保険料率を設定するに当たっての基本想定としている六十万んど、近年で最も高い水準である八十五万人の中間程度の水準をもつて設定しているものです。

厚生労働省としては、まずは、今回の保険料及び国庫負担の見直しにより、雇用保険財政の安定的な運営を確保してまいりたいと考えています。その上で、衆議院厚生労働委員会の附帯決議の

内容も踏まえ、必要に応じ適切に対応してまいります。

国庫の機動的繰入れ制度の運用の考え方についてお尋ねがありました。

本法案において新設する機動的な国庫繰入れ規定の運用に当たっては、労働政策審議会の報告書において、保険料の本則を超えた引上げが可能で

ある弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の支払に支障が生ずるおそれがある場合等において機動的な国庫繰入れにより対応すべきであるとの考え方が示されています。

厚生労働省としては、こうした趣旨を尊重し、適切に対応するとともに、この考え方を何らかの形でお示しできるか検討してまいります。

国庫の機動的繰入れに必要な財源の確保についてお尋ねがありました。

厚生労働省としては、機動的繰入れを行うべき状況として雇用保険部会報告書に記載された四つの類型に該当する又は該当するおそれがある場合には、雇用保険部会に早急に財政の状況を報告し、財政安定化のための必要な財源の内容やその確保策も含めて議論を行い、必要な対応を取るべきとされた労働政策審議会の議論を踏まえ、適切に対応してまいります。

機動的な国庫繰入れを行いう方針についてお尋ねがありました。

今回の法案において新設する機動的な国庫繰入れについては、失業等給付に係る保険料率が法律上の本則である千分の八である場合や翌年度に千分の八となる場合等に行うことができる旨を政令で定める予定です。

厚生労働省としては、こうした要件の下、労働政策審議会の報告書における国庫繰入れについての考え方も尊重し、適切に対応してまいります。

なお、今後の具体的な給付水準等については、

収支だけではなく、失業期間中の生活保障と再就職支援という制度本来の趣旨、目的も踏まえて、

労働政策審議会における議論も経た上で検討する必要があります、単純に財政状況の悪化のみを理由として給付水準の削減を行うことは望ましくないと考えております。

一方、令和四年度予算については、今般の法改正を前提に、失業等給付の国庫負担割合を雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じて四十分の一とすることとし、これに基づき所要額を計上しているものであります。(拍手)

募集情報等提供事業者に対する労働条件明示の義務付けについてお尋ねがありました。

労働条件明示は、個別の労働者に対し、本人の希望等も踏まえながら、具体的な賃金や労働時間等を示すものであり、不特定多数の者に対し広く募集情報を提供する広告等の段階で明示すること

は一般的には難しいと考えられます。

今回の改正案においては、募集情報等提供事業者に募集情報の的確表示の義務を定めており、その履行確保にしつかり取り組んでまいります。求職者保護の観点からの検討についてお尋ねがありました。

今回の改正案においては、募集情報等提供事業者に募集情報を正確かつ最新の内容に保つための措置を義務付け、その措置の内容は厚生労働省令で定めることとしています。

厚生労働省令の内容については、求職者の保護の観点を踏まえ、労働政策審議会で御議論をいただき、検討してまいります。(拍手)

(國務大臣鈴木俊一君登壇、拍手)

○國務大臣 鈴木俊一君 森屋隆議員の御質問にお答えいたします。

雇用保険における国庫負担等についてお尋ねがありました。

厚生労働省としては、雇用調整助成金の支給が高い水準で推移することにより、雇用保険財政が厳しい状況にあつたことから、当面、雇用調整助成金等の財源確保や雇用

保険財政の安定を図る必要があつたことによるものであります。

のであります。

一方、令和四年度予算については、今般の法改正を前提に、失業等給付の国庫負担割合を雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じて四十分の一とすることとし、これに基づき所要額を計上しているものであります。

○議長(山東昭子君) 田村まみさん。
(田村まみ君登壇、拍手)

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。

一昨日の福島県沖地震でお亡くなりになられた方々、また被害に遭われた方々へお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、電力、ガス、水道、公共交通機関、スーパー・マーケットなど、生活インフラ復旧に携わる方々に感謝を申し上げて、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたしました。

方々、また被害に遭われた方々へお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、電力、ガス、水道、公共交通機関、スーパー・マーケットなど、生活インフラ復旧に携わる方々に感謝を申し上げて、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改

正する法律案について、会派を代表して質問いたします。

まん延防止等重点措置を三月二十一日に解除することが決まりましたが、経済活動の停滞が続いている。こうした状況において、国民生活の安定のため、雇用維持の取組が最も重要であることは改めて申し上げるまでもありません。しかし、我が国を取り巻く昨今の国際情勢が一層厳しくなる中、雇用維持だけでなく、生産性の向上や新たな産業の創出といった取組を進めるということも重要です。

現在、政府においては、労働者のモチベーション維持やキャリア形成、能力開発にもつながるとして、在籍型出向の取組を強く推進しています。在籍型出向は、基本的に雇用維持目的とした取組ですが、出向労働者の能力開発やキャリアアップにつながる可能性があるだけではなく、文化の異なる他社で働くという経験、それ自体が今後の労働移動円滑化に資するものであると考えて

います。先月末には、産業雇用安定助成金を活用した在籍型出向の利用者数が一万人を超えたとの発表がありました。当初認められていないかかったグループ内在籍出向も含めて、今年度に想定した利用者数の約二四%にしかすぎません。

こうした状況を鑑み、在籍型出向が伸び悩んだ理由を厚生労働省はどのようにお考えでしょうか。

また、利用が伸び悩む原因としては様々な理由がありますが、一番の理由は現行の助成率が雇用調整助成金の特例水準よりも低いことにあるのではないかでしようか。利用者数を増やし、雇用調整助成金頼みの雇用政策から移行するには、産業雇用安定助成金の助成水準を更に引き上げることが先決だと思いますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

また、職場環境の違いによる労働者の精神的負担という側面は、今後の労働移動の円滑化促進という観点からは看過できません。そもそも我が国では、一旦会社に就職すると定年まで同じ会社で働き続けるという雇用慣行ができ上がっており、総務省の労働力調査でも、三十代半ば以降の転職者は比率は若年層と比較して低い状況となっています。

本法案には、キャリアコンサルティングの機会の確保など、労働者のキャリア形成に向けた内容も含まれていますが、労働者本人の転職の希望などが高まらない中で、こうした施策にどこまでの意味があるのでしようか。

本法案が、労働者のキャリア形成に対して具体的にどのようなメリットがあり、円滑な労働移動に対してもどのような効果があるのか、厚生労働大臣の見解を伺います。

岸田政権では、人への投資を掲げ、デジタル分野などにおける教育訓練の更なる充実を図るとしています。しかし、教育訓練だけで別業種などへ

の労働移動が円滑になると考へているのでしょうか。

そもそも今回の見直しでは、国庫負担は現状維持のまま、雇用保険料率だけが引き上げられることがあります。平成十二年の改正では、雇用保険料率の引上げに合わせる形で、国庫負担も本則の四分の一に復帰されることとなりました。

今回の改正では、激変緩和措置として本来より採用したいといふのは、企業側からすると当然の事では、経験を生かし即戦力になるからと回答す

るのが最も多くなっています。まずは経験者から採用したいといふのは、企業側からすると当然の発想だと思います。その業種での就業経験が一切ない労働者が教育訓練を受けて資格を取ったからといって、就職環境が一挙に改善されるものではない労働者が教育訓練を受けて資格を取ったから

と育成金等の現在の活用状況などを含めて、厚生労働大臣の見解を伺います。

本法案では、雇用保険制度における国庫負担が見直され、求職者給付に関する国庫負担が原則四十分の一となります。そもそも雇用保険における国庫負担は、保険事故である失業が政府の経済政策、雇用政策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきとの考え方によるものです。

歴史をたどれば、かつては石炭から石油へエネルギー転換という国の大きな政策転換があり、失業した大量の炭鉱労働者への対応が職業安定行政の大きな課題となつたことがありました。現在政

府が進めているデジタル化を踏まえた産業構造の転換やリスキリング等の労働移動の円滑化などは、国による政策そのものです。これらの政策が今後の雇用情勢に大きく影響を与える可能性があることを踏まえれば、今回の国庫負担の見直しは

雇用保険制度は、保険料の拠出者でもある労使の委員と公益委員の合議によって運営されており、当然その意見は政府において最大限尊重されるべきです。ところが、今回は、雇用保険部会の結論が出る前でもあつたにもかかわらず、厚生労働大臣と財務大臣が頭越しに新たな制度内容に合意してしまいました。今回の改正は、国の義務的な経費である定率の国庫負担を縮小し、その代わりに国の裁量が強い任意繰入れ制度を導入するものと言い換えることもできます。

今回の見直しは、本来、公労使三者の合議で決定されるべき雇用保険制度の運営の在り方そのものを変質させる可能性があると強く危惧しています。こうした懸念に対する厚生労働大臣の見解を伺います。

今回の改正では、職業訓練等に関する検討を行ったため、各都道府県における協議会を法定化することとしています。厚生労働省は、法定化により地域のニーズに適した職業訓練が実施できるよう設置された中央訓練協議会で全国の職業訓練実施計画を策定し、それを踏まえて各都道府県で同計画を策定する、これでは、国の意向が最も大きな影響を与えるという構図は変わらないのではないでしようか。

また、現在の職業訓練計画は、地元ハローワークに求人件数が多い業種、人手不足の産業を中心にして設定されることが多いです。しかし、就職率という指標で職業訓練の効果を測定する現行の考え方をベースにしたままで、地域における職業訓練コース内容の大枠は変わらない結論になることがあります。また、現在の職業訓練計画は、地元ハローワークに求人件数が多い業種、人手不足の産業を中心にして設定されることが多いです。しかし、就職率と

任意繰入れ規定の発動に関して、条文や政省令に労働政策審議会への諮問を義務付ける規定を設ける、若しくは雇用保険法第七十二条において、労働政策審議会への諮問事項の中に、任意繰入れの規定の発動に関する議論も含まれることを明確にしておく必要があると思いますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

政省令への規定についての二点の質問は、今回

雇用保険財政の安定運営を確保するため、まずは国庫負担を現行法の本則である四分の一に戻すべきだと考えますが、厚生労働大臣の見解を伺いま

す。

雇用保険制度は、保険料の拠出者でもある労使の委員と公益委員の合議によって運営されており、当然その意見は政府において最大限尊重されるべきです。ところが、今回は、雇用保険部会の結論が出る前でもあつたにもかかわらず、厚生労働大臣と財務大臣が頭越しに新たな制度内容に合意してしまいました。今回の改正は、国の義務的な経費である定率の国庫負担を縮小し、その代わりに国の裁量が強い任意繰入れ制度を導入するものと言い換えることもできます。

今回の見直しは、本来、公労使三者の合議で決定されるべき雇用保険制度の運営の在り方そのものを変質させる可能性があると強く危惧しています。こうした懸念に対する厚生労働大臣の見解を伺います。

今回の改正では、職業訓練等に関する検討を行ったため、各都道府県における協議会を法定化することとしています。厚生労働省は、法定化により地域のニーズに適した職業訓練が実施できるよう設置された中央訓練協議会で全国の職業訓練実施計画を策定し、それを踏まえて各都道府県で同計画を策定する、これでは、国の意向が最も大きな影響を与えるという構図は変わらないのではないでしようか。

また、現在の職業訓練計画は、地元ハローワークに求人件数が多い業種、人手不足の産業を中心にして設定されることが多いです。しかし、就職率と

官報(号外)

る雇用形態での働き方と、セーフティーネットを構築し、誰もが安心して働き暮らせることを、そこに全力を尽くすことを誓い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕

○國務大臣(後藤茂之君) 田村まみ議員の御質問にお答えいたします。

在籍型出向についてお尋ねがありました。

在籍型出向は、労働者の雇用をしっかりと支えつつ、人材の有効な活用を通じて生産性の維持向上に資するものであり、このコロナ禍においてその政策的重要性は極めて高いものと考えています。

企業や労働者等からは、モチベーションの維持やスキルアップ等、様々なメリットがあると評価の声をいただく一方で、出向先とのマッチングや出向契約の締結等、単に休業させるよりも事業主の負担が大きいといった声も聞かれています。このため、産業雇用安定助成金の助成水準は、労働者の出向期間中の賃金等に加え、就業規則の整備等の出向開始前に要した費用も助成対象としておりません。在籍型出向の準備から実施に係る一連の過程に対する支援を念頭に充実した内容としています。

今後とも、産業雇用安定助成金の周知、利用促進に努め、在籍型出向の十分な活用を図ってまいります。

労働者のキャリア形成や労働移動の円滑化と本法案の関係についてお尋ねがありました。

本法案は、新型コロナウイルスによる雇用への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るために、雇用保険制度について各種給付の暫定措置の継続や安定的財政運営のための措置を講ずることに加え、求人メディアのマッチング機能の質の向上や地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

の内容を盛り込んでおります。

また、事業主や国等によるキャリアコンサルティングの推進のための内容も盛り込んでおり、これらの取組が効果的に進められることにより、労働者のキャリアアップや労働移動の円滑化にもつながるものと考えています。

訓練受講者の円滑な再就職の実現のため、ハローワークと訓練実施機関が連携して、訓練開始前の訓練情報の提供から訓練期間中のキャリアコンサルティングの実施、訓練修了後の就職に向けた職業紹介までの支援を一体的に個別伴走型で進め細かく行っています。

また、就労経験のない新たな就業に就くことを希望される方などに対しては、トライアル雇用助成金により、令和三年度、令和二年度は約三千人に対して再就職支援を実施しております。

こうした支援を着実に実施し、人材育成を通じた円滑な労働移動を進めてまいります。

国庫負担割合の考え方についてお尋ねがあります。

雇用保険財政については、雇用情勢が良好に推移してきたこと等から暫定的に雇用保険料及び国庫負担の引下げを行つてきましたが、コロナ禍の対応により、極めて厳しい状況にあります。

このため、令和三年度補正予算において一般会計からの約二・二兆円の繰入れを実施し、また、今般の法案において、保険料、国庫負担の両面から見直しを行うこととしているところです。このうち、国庫負担については、雇用情勢や雇用保険において、保険料の本則を超えた引上げが可能である弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の支払に支障が生ずるおそれがある場合等において、機動的な国庫繰入れにより対応すべきであるとの考え方が示されています。

厚生労働省としては、こうした趣旨を尊重し、適切に対応するとともに、この考え方を何らかの形でお示しできるか、検討してまいります。

任意繰入れ規定の発動に関する労働政策審議会

政府としては、雇用保険制度のセーフティーネット機能を果たすため、このような仕組みによ

り雇用保険財政の安定的な運営を確保する必要があると考えています。

雇用保険の保険料と国庫負担についてお尋ねがありました。

雇用保険の財政運営に当たっては、保険料と国庫負担により、労使と政府がそれぞれの役割を果たしていくことが重要と考えており、今般の改正においては、その両面について見直しを行つております。

具体的には、失業等給付の保険料率について、原則千分の八であるところ、令和四年度においては、激変緩和の観点から、年度前半を千分の二、後半を千分の六とし、国庫負担について、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた割合とするとともに、一般会計からの繰入れ規定を常設化することとしております。

政府としては、雇用保険制度のセーフティーネット機能を果たすため、こうした見直しにより雇用保険財政の安定的な運営を確保する必要があると考えております。

国庫の機動的繰入れ制度の運用の考え方についてお尋ねがありました。

本法案において新設する機動的な国庫繰入れ規定の運用に当たっては、労働政策審議会の報告書において、保険料の本則を超えた引上げが可能である弾力倍率一を下回る場合であつて、雇用保険財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の支払に支障が生ずるおそれがある場合等において、機動的な国庫繰入れにより対応すべきであるとの考え方が示されています。

厚生労働省としては、こうした趣旨を尊重し、適切に対応するとともに、この考え方を何らかの形でお示しできるか、検討してまいります。

(拍手)

への諮問についてお尋ねがありました。

労働政策審議会への諮問事項の対象となる雇用保険法第七十二条の法律の施行に関する重要な事項について、これまで具体的な基準や解釈を定めたことはありません。

一方、少なくとも機動的な国庫繰入れの実施に関するることは施行に関する重要な事項に含まれると考えており、そつした解釈を何らかの形でお示しできるかどうか、検討してまいります。

雇用保険制度の運営の在り方についてお尋ねがありました。

本法案について、労働政策審議会にその要綱を諮問した際、公労使一致した意見として、雇用保険制度の当事者たる公労使が一致して納得のいく結論を出せるよう丁寧な会議運営を行なうべき等の意見が付された上で、こうした意見を厚生労働省が最大限尊重することを前提に、法案要綱についておおむね妥当とされたところです。

厚生労働者としては、この趣旨をしっかりと受け止め、適切な会議運営に努めてまいります。

職業訓練実施計画の策定プロセスについてお尋ねがありました。

全国及び都道府県の職業訓練実施計画は、職業訓練を実施する分野や規模を示すものとして毎年度策定しているものです。協議会を法定化した後の都道府県の職業訓練実施計画については、地域の今後の産業展開も踏まえた詳細な訓練ニーズをしっかりと反映したものとなるよう、改善を検討してまいります。

また、訓練を受講して就職した方や採用企業からのヒアリング等により訓練効果をしっかりと把握、検証するとともに、各都道府県の職業訓練の就職率に加え、訓練コースの定員充足率などを目標として定めることを検討し、効果的な職業訓練の実現に努めてまいります。

○議長(山東昭子君) 石井苗子さん。

〔石井苗子君登壇 拍手〕

○石井苗子君 日本維新的会の石井苗子です。

私は、会派を代表して、雇用保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

冒頭に一言申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻と核による恫喝、力による現状変更は、国際秩序を一方的に覆すものであり、断じて許すわけにはまいりません。

田政権には、侵略したロシアに対する毅然とした態度を強く求めたいと思います。また一方で、大阪府市においては、ウクライナ出身で御家族を日本に呼びたいという方への支援を始めております。政府に対しても、きめ細かな人道的支援の一層の充実を求めます。

ウクライナの皆さんのお心の不屈の精神に対して敬意を表し、一刻も早く平和な日々が戻りますことを祈念し、質問に入ります。

日本維新的会は、最低所得保障制度、ベーシックインカムの導入を基本とした税制、社会保障、そして労働市場改革を実行するための日本大改革プランを提案しております。労働市場を流動化するためには雇用保険制度の充実が不可欠であり、労働力を成長分野に移転することで経済成長を実現するためにも、雇用保険制度の役割は大きいと考えております。

本改正案では、基本手当の受給資格者が自ら事業を開始した場合に、最長三年間、事業の実施期間を受給期間に算入しないという特例措置が盛り込まれました。この措置は基本手当受給中の方の独立を応援するものであり、起業を支援する制度だと思われます。

厚労大臣に質問いたします。

本制度を取り入れた場合、一定の起業促進効力があると思われますが、厚労省として、そのほかにも手当受給中の方の起業を後押しする施策はお

考えでしようか。また、受給期間の延長は今回最も長三年とされていますが、更に延ばすこともお考えでしょうか。御回答をお願いいたします。

長引くコロナ禍は、雇う側と雇われる側の双方に大きな影響を与えています。コロナからの脱却を進める上で、社会のニーズにマッチした職業訓練を行う重要性は今後ますます高まっています。

本改正案では、地域のニーズに即した職業訓練を推進することを目的として、関係者による都道府県単位の協議会を設けることと定めておりま

す。この協議会、事業主団体と労働者団体、教育訓練を提供する都道府県と民間教育訓練機関、大学などの教育機関、労働局や職業紹介事業者などによって構成されると想定されています。だとす

ると、既得権益につながっている人が協議会に参加することを避けることができないのでしょうか。

新しく社会のニーズに適合する職業訓練を推進していくというより、単に教える側に都合がよいだけの、従来から継続してきた職業訓

練ばかりになることが懸念されます。

職業訓練を最新かつ適正な内容として維持するには、関係者による協議会を設置するだけでは不

十分と見えます。職業訓練コースを社会ニーズに合わせるためのP-D-C-Aを繰り返し行う、常に改善・改良を進めていくために相当な工夫が必要で

あります。行政の側はそれを実施していく努力が必要です。厚生労働大臣はどうお考えでしょうか。

次に、失業等給付に関する保険料率について伺います。

本改正案では、令和四年四月から九月まで〇・二%、十月から来年三月までは〇・六%とされて

います。この数字の部分だけ見れば、来年度の前半はコロナ禍に配慮した措置をしているよう見えます。

しかし、財務省が二月十七日に公表した国民負担率を見れば、令和二年度の実績では四七・九%、令和三年度実績見込みでは四八%となつて

います。この二つの数字を見ると、実際の保険料率は、二年後には約二倍になります。この点についてお尋ねいたします。

次の質問が職業訓練に関する最後の質問です。

社会のニーズに合った職業訓練を実施すること

は、労働資源を有効に活用し、経済成長にもつながるもので、効果的な職業訓練で失業者を減らしていくことは成長戦略の要です。しかし、現状では、残念ながら時代のニーズに合った職業訓練が行われているとは思われません。これまでの慣性で従来の職業訓練を続けてこなかつたのでしょうか。これらの職業訓練をどのように変えていくか、その基本的な方向性について、厚労大臣のお考えをお聞かせください。

さらに、これまで職業訓練を受けることによって訓練内容に該当する分野への就職が実現したと

いう訓練効果の実績調査、あるいはアンケート等を実施した結果があれば御提示ください。

就業構造基本調査の結果について、マイクロデータが開示されていないために就労等に関する

緻密な分析ができないという経済学者の声があります。結果として外部からの適切な政策評価がな

ります。結果として外へ向けてこなかつた労働市場が経済成長の

改革プランを提案しています。従来の政権与党が余り自を向けてこなかつた労働市場が経済成長の

改革プランを実行するための日本大改

革を握っているということを、ここで改めて主張させたいと思います。従来制度からの微調整を重ねていくだけでは成長は実現しません。今までに

大きな改革が必要であることを改めて主張させていた

だときまして、私の質問を終わらせていただきま

す。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣後藤茂之君登壇 拍手〕

○国務大臣(後藤茂之君) 石井苗子議員の御質問にお答えいたしました。

起業による失業給付の受給期間の延長等についてお尋ねがありました。

本改正案における基本手当の受給期間の特例措

置は、出産、育児等の場合に受給期間を延長できる制度との均衡も考慮し、早期の廃業リスクに備

える観点から最長三年としており、まずはこの新

しい仕組みについて丁寧に周知を行い、制度の定着を図つてまいります。

また、このほかにも、基本手当を受給中に早期に再就職した方に支給している再就職手当について、起業した方も対象としているほか、各種の雇用関係助成金等の総合的な雇用対策を講じることにより、起業した方が事業をしやすい環境を整備しているところです。

職業訓練コースの改良、改善に向けた取組についてお尋ねがありました。

今般法定化する協議会では、訓練を修了された方やその採用企業に対するヒアリング等を通じて訓練効果の把握、検証を行い、訓練内容の改善、改良につなげていくこととしています。こうした取組をしつかり行うことにより、訓練コースや訓練内容の継続的な改善、改良に努めてまいります。

ハローワークの都道府県への移譲についてお尋ねがありました。

ハローワークの在り方については、これまでも政府内で議論、検証を幾度となく行つてきました。その成果の一つとして、平成二十八年の第六次地方分権一括法により、地方公共団体も公的な無料職業紹介事業である地方版ハローワークを実施できることとした上で、国と地方公共団体が緊密に連携しつつ、地域の雇用対策に取り組む仕組みが設けられております。

今後とも、ハローワークの運営を含め、雇用のセーフティーネットについての国の責任を果たします。

時代のニーズに合った今後の職業訓練の基本的な方向性についてお尋ねがありました。

デジタル化の進展など今後の産業展開等を踏ましてまいります。

人材育成を積極的に行う視点がますます重要

になつてくると考えています。今般法定化する協議会においては、産業界などから地域における今

後の産業展開等も踏まえた訓練ニーズをしつかり把握し、適切な訓練コースの設定につなげていくこととしており、時代のニーズに合った効果的な

職業訓練の実施に努めてまいります。

離職者を対象とする公共職業訓練については、就職者のうち訓練内容と関連する分野に就職した割合を毎年度集計し、公表しております。また、

訓練の効果については、昨年六月に閣議決定され

た経済財政運営と改革の基本方針二〇二二において、雇用保険の業務データ等を用いて公共職業訓

練等の効果の分析を行い、今後の施策に反映させ

るとされており、現在、厚生労働省において分析を行つておるところです。

なお、議員御指摘のマイクロデータについて、

は、統計法における調査票情報のことと理解いた

しますけれども、総務省所管の就業構造基本調査

の調査票情報については、統計法の規定に基づ

き、公益性など一定の要件を満たす場合には提供

を行つておると承知しております。

今般法定化する協議会を実際に運営していくに

当たつては、こうした訓練効果の分析も活用しつ

つ、効果的な訓練コースの設定に役立てまいり

ます。

次に、十月以降の保険料率についてお尋ねがあ

りました。

令和四年度の雇用保険料については、雇用保険

財政が極めて厳しい状況にある中、失業等給付の

保険料率は原則千分の八であるところ、実際の費

用負担者である労使も参考した労働政策審議会の

報告書も踏まえて、令和四年度における激変緩和

措置として、年度前半は千分の二、後半を千分の

六とすることとしています。

雇用保険制度は、労使から広く御負担いただい

た保険料も原資として、雇用を失つた方への失業

給付や、業況が苦しい企業への雇用調整助成金の

支給といった再分配を行う機能を有しています。

したがつて、単に負担増の観点からのみ議論す

るのではなく、雇用保険のセーフティーネット機

能を十分に発揮できるよう、今般の保険料及び国

庫負担の見直しにより、雇用保険財政の安定を

図つてしまいたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 倉林明子さん。

(倉林明子君登壇、拍手)

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

私は、日本共産党を代表し、雇用保険法等の一

部を改正する法律案について厚生労働大臣に質問

します。

長引くコロナ禍で非正規雇用を中心に多くの労

働者が影響を受けています。雇用調整助成金の拡

充や休業支援金の創設などによって、雇用保険の

対象にならない労働者も広く救済されました。

が、その一方で、救済されずに取り残されている

労働者も少なくありません。シングルマザーから

は、仕事に行けないことにより収入がなくなり、

来月暮らせるかどうかが分からぬ、家に食料が

ないなど、悲鳴のような声が上がっています。

雇用保険法の前身である失業保険法では、戦後

の激しいインフレにより大量の失業者がが出る中

で、失業中の生活保障を目的に創設されました。

現在の雇用保険法も、労働者が失業した場合など

に生活及び雇用の安定を図るとともに、労働者の

福祉の増進を図ることを目的としています。しか

し、コロナ禍で雇用保険がセーフティーネットと

して機能をしていない実態が明らかになりました。

大臣は、衆議院の議論の中で、負担割合にかかわらず、機動的に国庫からの繰入れを可能とする仕組みを常設化することによって、雇用政策に係る國の責任を果たしていくと答弁しています。そこであるならば、雇用情勢などによって負担割合を変える必要はありません。二・五%を本則に位置付ける理由をお示しください。

二五%が適用される雇用情勢及び雇用保険財政が悪化した場合の基準については、受給者実人員が七十万人以上、かつ弾力倍率が一未満とされています。受給者実人員が七十万人以上というのはどういう水準か。

過去に受給者実人員が七十万人を超えたのは二〇〇九年から二〇一〇年のリーマン・ショック時であり、完全失業率が5%を超える深刻な事態でした。この水準になるまで国庫負担は二五%にならないということではありませんか。お答えください。

また、法案では、負担割合とは別に、国庫から機動的に繰り入れられる規定を新たに創設します。コロナ禍では、一般財源を用いた雇用調整助成金などの特例実施により、完全失業率が2・6%程度抑制されたと推計されています。この規定を用いて雇用維持対策を行えば、受給者実人員七十万人以上という基準は将来にわたって適用されることはなく、実質的に国庫負担率は2・5%に据え置かれることになります。国の負担は変わらず、労使の保険料だけを上げるということになるではありませんか。

一方、雇用保険料率の暫定措置を見直し、失業給付の労使負担をそれぞれ〇・一%から〇・三%へ引き上げます。労働者は、育児休業給付の保険料率と合わせて〇・五%の負担となるため、月収二十万の場合は、六百円から千円へ四百円の引上げとなります。現在、春闊が行われていますが、賃上げ分が保険料に消えてしまう可能性も否定できません。政府の賃上げ政策に逆行するものではないでしょうか。

また、企業にはこれらの負担に加えて雇用保険二事業の保険料負担もあるため、合計で〇・八五%となり、同じく月収二十万円の場合、千二百円から千七百円へ五百円の増額になります。労働者だけでなく、コロナ禍で大きな打撃を受けている中小企業にとっても大きな負担増となります。企業に追い打ちを掛けるものにはかなりません。経済が低迷する中で、保険料を今上げるべきではありません。いかがですか。

この間、雇用保険財政の安定を理由に国庫負担が引き下げられました。その背景には給付水準の引下げがあります。

二〇〇三年の法改正で、基本手当日額が再就職した際の賃金を上回る現象を解消することを理由に、基本手当の給付率及び日額上限額が引き下げられ、日額上限も一万円を下回る水準となりました。二〇二一年の基本手当の日額上限は八千二百六十円で、雇用調整助成金も当初はこの上限に合わせた補償でした。しかし、この金額では生活できないという声に押されて、国際的な動向に合わせて一万五千円に上限が引き上げられました。大臣は、二〇二〇年五月十一日の予算委員会で安倍総理に対し、生活安定に配慮した水準の休業手当を支給するインセンティブとしては、八千三百三十円では十分でないとして上限額の引上げを求めていましたが、そのとおりだと思います。

手当の日額上限額の引上げについて、改めて大臣の認識をお聞きします。あわせて、給付期間の延長、給付制限期間の短縮を求めるものです。

次に、職業安定法についてお聞きます。

就職の条件として高額な講座を受講させたり、強制労働まがいの仕事をさせられる事例もあります。

○国務大臣後藤茂之君 植木明子議員の御質問にお答えいたします。

（拍手）

〔国務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕

○国務大臣後藤茂之君登壇、拍手）

雇用保険のセーフティーネット機能についてお尋ねがありました。

雇用保険制度は、週所定労働時間二十時間以上の方を対象としております。その趣旨は、本制度

が、自らの労働による賃金で生計を維持している

方が失業した場合に、失業中の生活の安定と再就職の促進を図ることを目的とした社会保険の枠組みであることです。

一方、雇用保険の給付を受けられない方についてお尋ねがありました。

今般の失業等給付に係る国庫負担の見直しにおいては、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた仕組みとすることとしていますが、この中で、定期負担の国庫負担率が四分の一となる基準の一つである受給者実人員の七十万人という水準は、雇用情勢が相当程度悪化した状態として、原則の雇用保険料率を設定するに当たっての基本想定としている六十万人と、近年で最も高い水準である八十五万人の中間程度の水準をもつて設定しているものです。

受給者実人員は、今般のコロナ禍においても、雇用調整助成金の特例などの効果もあって大きくなっています。

増加しておりましたが、過去には、リーマン・

も、ハローワークの体制強化に取り組むべきです。お答えください。

日本も批准しているILO第百八十一号条約で

は、民間職業仲介事業所について、許可又は認可

の制度により、民間職業仲介事業所の運営を規律

する条件を決定するとされています。日本国内に

おいても、職業紹介事業者は許可制とされています。

今回新たに法的に位置付けられる募集情報等

提供事業者についても許可制にすべきではありませんか。

コロナ禍の出口ははつきり見えたと言える状況にはありません。完全失業率は2・8%と高止まりしております。失業期間が一年を超える長期失業も増加しています。失業者が生活の心配なく安心して次の職を探せる環境を整えるためにも、国の責任を果たすよう強く求めて、質問といたします。

（拍手）

〔国務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕

○国務大臣後藤茂之君登壇、拍手）

雇用保険のセーフティーネット機能についてお尋ねがありました。

雇用保険制度は、週所定労働時間二十時間以上の方を対象としております。その趣旨は、本制度

が、自らの労働による賃金で生計を維持している

方が失業した場合に、失業中の生活の安定と再就職の促進を図ることを目的とした社会保険の枠組みであることです。

一方、雇用保険の給付を受けられない方についてお尋ねがありました。

今般の失業等給付に係る国庫負担の見直しにおいては、雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた仕組みとすることとしていますが、この中で、定期

負担の国庫負担率が四分の一となる基準の一つ

である受給者実人員の七十万人という水準は、雇

用情勢が相当程度悪化した状態として、原則の雇

用保険料率を設定するに当たっての基本想定とし

ている六十万人と、近年で最も高い水準である八

十五万人の中間程度の水準をもつて設定している

ものです。

受給者実人員は、今般のコロナ禍においても、雇用調整助成金の特例などの効果もあって大きくなっています。

増加しておりましたが、過去には、リーマン・

官報(号外)

ショック時の平成二十一年度に加え、アジア通貨危機、ITバブル崩壊など長期的な不況にあつた平成十年度前後の時期においてこの七十万人という水準を超えており、今後も想定され得るものであると考えております。

雇用調整助成金等の雇用維持対策と雇用保険の国庫負担などとの関係についてお尋ねがありました。

コロナ禍に伴う失業の増大を防ぐため、雇用調整助成金についてこれまでに例のない特例措置を講じ、令和三年度補正予算においては、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、一般会計から約二・二兆円の繰入れを行つたところです。

今般の法案では、こうした経緯も踏まえ、雇用保険制度において雇用情勢等に応じた機動的な財政運営ができる枠組みを新たに設けることとしており、その適切な運用などを通じて国の雇用政策に係る責任を果たし、雇用保険財政の安定的な運営を確保してまいります。

保険料の引上げについてお尋ねがありました。雇用保険財政が極めて厳しい状況にある中、保険料率の見直しに当たっては、実際の費用負担者である労使も参画した労働政策審議会の報告書も踏まえて、令和四年度における激変緩和措置を講じています。

一方で、雇用保険制度は、労使から広く御負担いただいた保険料を元に、雇用を失つた方への失业給付や業況が苦しい企業への雇用調整助成金の支給といった再分配を担う機能を有しており、單純に負担増の観点からのみ論じられるべきものではないと考えています。

したがつて、単に負担増の観点からのみ議論するのではなく、雇用保険のセーフティーネット機能を十分に發揮できるよう、今般の保険料及び国庫負担の見直しにより、雇用保険財政の安定を

図つてまいりたいと考えております。

基本手当の日額上限の引上げ等についてお尋ねがありました。

労働者が失業した際に支給される基本手当は、失業中の労働者の生活保障と併せ、その早期の再就職を促進することを目的としており、その水準は、受給者の再就職促進に及ぼす影響も考慮し、慎重に設定する必要があります。

今般の改正に当たり、労働政策審議会においては、基本手当の支給状況や受給者の再就職状況等の指標に大きな変化が見られないこと等を確認した上で、現時点ではその水準を見直さないことがあります。一方で、新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた方については、給付日数を六十日延長する特例を設けているところです。

今後の雇用保険制度における具体的な給付水準等については、その時々の雇用情勢等を踏まえ、労働政策審議会における議論も経た上で検討する必要があると考えています。

今後とも、雇用保険制度のセーフティーネット機能が十分に果たされるよう適切に対応してまいります。

ハローワークは、我が国の労働市場において、全国ネットワークの下、無料の職業紹介サービスを行う重要な機関であると認識しています。このため、厚生労働省としては、今後とも、ハローワークが雇用のセーフティーネットとしての役割をしっかりと果たせるよう、必要な執行体制の確保に努めています。

募集情報等提供事業を許可制にすべきではないかとのお尋ねがありました。

募集情報等提供事業は、近年、求職者情報を収集し、求職者に対し積極的な情報発信を行つていい実態も見られます。

今回の改正案においては、募集情報の的確表示などに關して問題が起きた場合、より迅速な対応

が可能となるよう、あらかじめ事業実態を把握するために届出制を設けることとしたしております。既に広く行われている事業であることも踏まえると、新たな法的規制の程度としては届出制が適当であると考えています。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十一分散会

出席者は左のとおり。

議員
伊藤 岳君
武田 良介君
芳賀 道也君
大門 実紀史君
倉林 明子君
舟山 康江君
井上 哲士君
浜野 喜史君
小池 晃君
足立 信也君
小林 正夫君
下野 六太君
安江 伸夫君
伊藤 孝恵君
竹内 真二君
三浦 信祐君
磯崎 哲史君
里見 隆治君
川合 孝典君
佐々木 やか君

議長
山東 昭子君
小川 敏夫君
岩渕 友君
吉良 よし子君
山村 智子君
山添 拓君
田村 純君
山下 芳生君
上田 清司君
市田 忠義君
櫻葉賀津也君
大塚 耕平君
山崎 真之輔君
田村 まみ君
高橋 光男君
塩田 博昭君
浜口 誠君
吉川 ゆうみ君
伊藤 喜文君
宮崎 朝日健太郎君
杉 弘美君
久武君

矢倉 克夫君	新妻 秀規君	若松 謙維君	竹谷 とし子君	石川 昌宏君	石川 博崇君
浜田 昌良君	柳田 稔君	山本 香苗君	河野 義博君	横山 信一君	横山 公造君
山本 博司君	磯崎 仁彦君	山口 那津男君	石井 正弘君	西田 實仁君	西田 治
宮崎 雅夫君	岩本 剛人君	宮 顕子君	高橋 はるみ君	二之湯 智君	二之湯 智君
森屋 宏君	本田 顕子君	元榮太一郎君	加田 裕之君	高橋 はるみ君	高橋 はるみ君
和田 政宗君	岩本 剛人君	和田 政宗君	三浦 靖君	青山 繁晴君	青山 繁晴君
青山 繁晴君	古賀友一郎君	森屋 宏君	太田 房江君	太田 房江君	太田 房江君
阿達 雅志君	長谷川 岳君	元榮太一郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
森屋 宏君	岩本 剛人君	和田 政宗君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
和田 政宗君	大門 実紀史君	森屋 宏君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	長谷川 岳君
青山 繁晴君	倉林 明子君	元榮太一郎君	岩本 剛人君	岩本 剛人君	岩本 剛人君
阿達 雅志君	舟山 康江君	和田 政宗君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
森屋 宏君	井上 哲士君	森屋 宏君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
和田 政宗君	浜野 喜史君	和田 政宗君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	長谷川 岳君
青山 繁晴君	小池 晃君	和田 政宗君	岩本 剛人君	岩本 剛人君	岩本 剛人君
阿達 雅志君	足立 信也君	和田 政宗君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
森屋 宏君	小林 正夫君	和田 政宗君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
和田 政宗君	下野 六太君	和田 政宗君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	長谷川 岳君
青山 繁晴君	安江 伸夫君	和田 政宗君	岩本 剛人君	岩本 剛人君	岩本 剛人君
阿達 雅志君	伊藤 孝恵君	和田 政宗君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
森屋 宏君	竹内 真二君	和田 政宗君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
和田 政宗君	三浦 信祐君	和田 政宗君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	長谷川 岳君
青山 繁晴君	磯崎 哲史君	和田 政宗君	岩本 剛人君	岩本 剛人君	岩本 剛人君
阿達 雅志君	里見 隆治君	和田 政宗君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
森屋 宏君	川合 孝典君	和田 政宗君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
和田 政宗君	佐々木 やか君	和田 政宗君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	長谷川 岳君

矢倉 克夫君	新妻 秀規君	若松 謙維君	竹谷 とし子君	石川 昌宏君	石川 博崇君
浜田 昌良君	柳田 稔君	山本 香苗君	河野 義博君	横山 信一君	横山 公造君
山本 博司君	磯崎 仁彦君	山口 那津男君	石井 正弘君	西田 實仁君	西田 治
磯崎 仁彦君	岩本 剛人君	宮 顕子君	高橋 はるみ君	二之湯 智君	二之湯 智君
岩本 剛人君	大門 実紀史君	元榮太一郎君	加田 裕之君	高橋 はるみ君	高橋 はるみ君
吉澤 浩郎君	倉林 明子君	和田 政宗君	三浦 靖君	青山 繁晴君	青山 繁晴君
吉澤 浩郎君	舟山 康江君	森屋 宏君	太田 房江君	太田 房江君	太田 房江君
吉澤 浩郎君	井上 哲士君	和田 政宗君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
吉澤 浩郎君	浜野 喜史君	和田 政宗君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
吉澤 浩郎君	小池 晃君	和田 政宗君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	長谷川 岳君
吉澤 浩郎君	足立 信也君	和田 政宗君	岩本 剛人君	岩本 剛人君	岩本 剛人君
吉澤 浩郎君	小林 正夫君	和田 政宗君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
吉澤 浩郎君	下野 六太君	和田 政宗君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
吉澤 浩郎君	安江 伸夫君	和田 政宗君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	長谷川 岳君
吉澤 浩郎君	伊藤 孝恵君	和田 政宗君	岩本 剛人君	岩本 剛人君	岩本 剛人君
吉澤 浩郎君	竹内 真二君	和田 政宗君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
吉澤 浩郎君	三浦 信祐君	和田 政宗君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
吉澤 浩郎君	磯崎 哲史君	和田 政宗君	長谷川 岳君	長谷川 岳君	長谷川 岳君
吉澤 浩郎君	里見 隆治君	和田 政宗君	岩本 剛人君	岩本 剛人君	岩本 剛人君
吉澤 浩郎君	川合 孝典君	和田 政宗君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君	吉澤 浩郎君
吉澤 浩郎君	佐々木 やか君	和田 政宗君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君

令和四年三月十八日 参議院会議録第八号 議長の報告事項

二四

官 報 (号 外)

予延長を求める声も強い。事業者にとっては、新型コロナ税特法による納税の猶予と延滞税の軽減は負担を減らす意味があるが、延滞税は完全に免除して欲しいとの声も多く聞かれる。

右を踏まえて、以下質問する。

一 令和三年における延滞税が免除されるのに対し、さらに猶予延長を求める場合には完全には免除されない理由を示されたい。

二 延滞税を〇・九%にした理由及びその根拠を示されたい。

三 延滞税を〇・九%にするに当たって必要な予算をどのように見積もっているのか。また、その根拠を示されたい。

四 延滞税を再び免除した場合、延滞税〇・九%の場合と比較して政府としての支出がどの程度増えると考えているのか。

右質問する。

令和四年三月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議員羽田次郎君提出新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

参議院議員羽田次郎君提出新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

答弁書

一について

お尋ねの「令和三年における延滞税が免除されるのに対し、さらに猶予延長を求める場合には完全には免除されない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法

令和四年三月十八日 参議院会議録第八号

質問主意書及び答弁書

律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第三条の規定に基づく猶予(以下「納税の猶予の特例」という)については、令和二年

二月一日から令和三年一月一日までに納期限が到来する国税の全部又は一部の納税を猶予する

ことができる」とされ、その延滞税については、同条及び国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第六十三条第一項の規定により免除

することされている。納税の猶予の特例につ

いては、納期限から一年以内の期間を限つてその納税を猶予することができるものであり、そ

の期間の経過後は、同法第四十六条第二項の規定に基づく納税の猶予又は国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)第一百五十一条若しくは第五百五十五条の二の規定に基づく換価の猶予(以下「納税の猶予等」という)が適用される場合に、その納付すべき延滞税の額の計算において、国税通則法第六十三条第一項及び租税特別

措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十四条第二項の規定により計算された猶予特例基準割合が適用されることとなる。

二について

納税の猶予等をした国税に係る延滞税の猶予特例基準割合については、租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合(各年の

前々年の九月から前年の八月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る)に係る利率の平均をいう)の合

計を十二で除して計算した割合として各年の前

年の十一月三十日までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ。)に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいうこととされている。

令和四年については、平均貸付割合が令和三年

財務省告示第二百九十九号において年〇・四パー

セントであるため、猶予特例基準割合は年〇・

九パーセントとなっている。

三及び四について

御指摘の「必要な予算」及び「政府としての支出」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、納税の猶予等をした国税に係る延滞税の割合が国の歳出に影響を及ぼすことはない。

日本政府の国際機関等への拠出に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年三月一日

参議院議長 山東 昭子殿

塩村あやか

日本政府の国際機関等への拠出に関する質問主意書

平成二十八年五月、イスタンブールで開催された国連主催の「世界人道サミット」において、紛争や自然災害などの緊急事態下で子供や若年層が教育を受けられるよう支援するため、教育を後回しにはできない(Education Cannot Wait)基金(以下「ECW」という)が設立された。世界各地の緊急事態下の教育に対する支援や保護の必要性が高まっていることを踏まえ、以下質問する。

一 G7の七か国うち、現在、ECWに拠出し

ていない国はどこか示されたい。

二 令和二年五月十三日の衆議院外務委員会にお

いて、ECWへの拠出を求める質疑が行われた

際、政府はECWには直接の支援は行っていないとした上で、ユニセフあるいはGPE(教育

のためのグローバル・パートナーシップ)を通じて、緊急事態下の教育支援については実施し

令和四年三月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出日本政府の国際機関等への拠出に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出日本政府の国際機

で開催している実績がある旨答弁している。外務省に対する評価シート上に「国際機関等への拠出金等に対する評価シート」によれば、ユニセフ及びGPEに対する拠出はいずれも「コア拠出」とされており、拠出金の使途が基本的に限定されていない。今後、政府がユニセフ及びGPEに対する拠出を当該評価シート上の「ノンコア拠出」とし、ECWに拠出額の一部を振り向ける意思表示をすることは可能か。

三 平成二十七年、ノルウェー政府とアルゼンチン政府の主導で開催されたオスロ会合において、武力紛争下でも学校や大学は軍事目的で使用されるべきではないことを明示した「学校保護宣言」が発表された。日本政府が同宣言を承認できない理由について、河野外務大臣(当時)は、同宣言に係るガイドラインの内容に関し、「開校中の学校や大学を軍事上の努力を支援するためにはいかなる形でも使用してはならない」とされている点が国際人道法上の義務を超えていることを挙げたほか、「自衛隊の部隊運用への影響を踏まえると、必ずしも日本の実態にそぐわない内容も含まれている」旨を平成三十年十一月十四日の衆議院外務委員会において答弁している。当該答弁で示された、当該ガイドラインにおける「日本の実態にそくわない内容」とは具体的に何か示されたい。

右質問する。

令和四年三月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出日本政府の国際機

関等への拠出に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出日本政府の国際機関等への拠出に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「G7の七か国のうち、現在、ECWに拠出していない国」は、日本及びイタリアである。

二について

お尋ねの「今後、政府がユニセフ及びGPEに対する拠出を当該評価シート上の「ノンコア拠出」とし、ECWに拠出額の一部を振り向ける意思表示をすることは可能か。」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、国際連合児童基金や教育のためのグローバル・パートナーシップ等への拠出を通じ、緊急事態下の教育支援を行ってきており、今後ともこうした支援を進めてまいりたい。

三について

お尋ねの「当該ガイドラインにおける「日本の実態にそぐわない内容」とは具体的に何か」については、緊急事態等における我が国の対応ぶりに關わるものであり、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

介護従事者間におけるコロナ対応に係る取扱いの差異に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年三月三日

塩村あやか

介護従事者間におけるコロナ対応に係る取扱いの差異に関する質問主意書
介護サービスには、居宅サービスや施設サービ

ス等の様な種類が存在し、それぞれのサービスで介護従事者が活躍している。一方で、いかなる年齢者の健康と福祉の増進のために欠かせない存在である。そのため、新型コロナウイルス感染症へかかわらず公平に取り扱われるべきと思慮するが、実際には、以下に例示するような差異が設けられてきた。

まず、新型コロナワクチンの接種順位に関する取扱いである。新型コロナワクチンの初回接種について、当時は、医療従事者等、高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者の順に優先接種の対象とされ、居宅サービス等に従事する者については、その対象とされていなかつた。その後、優先接種に関する取扱いが改められ、市町村は、居宅サービス事業所等の従事者を、優先接種の対象である高齢者施設の従事者の範囲に含めることができることとされたもの、この接種順位の特例の適用対象となるためには、居宅サービス事業所等は、一定の要件を満たすことが求められた。

次に、介護職員の処遇改善に関する取扱いである。「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和三年十一月十九日閣議決定）において、介護職員等を対象に、「収入を三%程度（月額九千円）引き上げるための措置を、来年二月から前倒しで実施する」とされたことを踏まえ、まずは、令和四年二月から同年九月までの賃金引上げ分として、補助金による処遇改善が行われることとなつた。各事業所への補助金は、各事業所の総報酬に一定の交付率を乗じた額を支給するとされたところ、この交付率には、サービス区分ごとに差異が設けられた。例を挙げると、訪問介護等のサービス区分の交付率は二・一%とされたのに対し、介護老人福祉施設等のサービス区分の交付率は一・四%とされた。また、令和四月以降について

は、臨時の介護報酬改定により対応される予定であるところ、同年九月までの対応と同様に、サービス区分ごとに加算率に差異が設けられる予定であると承知している。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 前述のように、同じ介護従事者であつても、従事するサービスの種類によっては、新型コロナワクチンの接種順位や、処遇改善に当たつての交付率・加算率等に差異が設けられている。政府は、いかなる根拠を以て、高齢者施設等の従事者と居宅サービス事業所等の従事者の間に、新型コロナワクチンの接種順位の差異を設けたのか。また、政府は、いかなる根拠を以て、今般の介護職員の処遇改善の交付率・加算率に、サービス区分ごとに差異を設けたのか。いずれも具体的に明らかにされたい。

二 介護従事者の新型コロナワクチンの接種順位や処遇改善等について、日本と同様に、従事するサービスの種類によって差異を設けている諸外国の事例を政府として把握しているか。把握している場合、その具体例を併せて示さたい。

右質問する。

令和四年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出介護従事者間におけるコロナ対応に係る取扱いの差異に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出介護従事者間におけるコロナ対応に係る取扱いの差異に関する質問に対する答弁書
参議院議員塩村あやか君提出介護従事者間におけるコロナ対応に係る取扱いの差異に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

係るワクチンの接種について」において示した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種順位については、同日に開催された新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会において、同感染症にかかる際の重症化リスクの大きさ、同感染症の患者（同感染症にかかっていると疑われる者を含む。）に対する医療提供体制の確保の必要性等を踏まえ、医療従事者等、高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者の順に予防接種を行い、その後、それ以外の者に対し、予防接種に係るワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次予防接種を行うことを基本的考え方とすることが取りまとめられたことを踏まえたものであるところ、高齢者施設等の従事者については、それまでの同分科会における議論において、「高齢者が入居する社会福祉施設において、クラスターが発生するなどにより、施設職員が非常に苦労をしていることや重症化しやすい入居者が多数居住していることから、社会福祉施設で従事する方も接種順位に位置付けることを検討してはどうか」との意見があつたこと等を踏まえ、同分科会や厚生科学審議会における議論を経て、業務の特性として、仮に高齢者施設等で同感染症の患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、接種順位の上位に位置付けることとしたものである。一方で、居宅サービス事業所等の従事者については、高齢者施設等の従事者と同様の事情になかつたことから、当初は接種順位の上位に位置付けることとなかったものである。

また、御指摘の「今般の介護職員の処遇改善の交付率・加算率について」は、介護サービスの種類ごとに一事業所当たりの平均的な介護職

員数や保険給付費等が異なっていることを踏まえ、いざれの介護職員一人当たり月額九千円常勤換算による介護職員一人当たり月額九千円相当の賃金改善が可能となるよう、介護サービスの種類ごとの全国の事業所の介護職員の総数及び保険給付費の総額に基づいて、介護サービスの種類ごとに設定しているものである。

二について

お尋ねの「介護従事者の新型コロナワクチンの接種順位や処遇改善等について、日本と同様に、従事するサービスの種類によって差異を設けている諸外国の事例」については把握していない。

就職氷河期世代を対象とした限定求人の改状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年三月三日

参議院議長 山東 昭子殿

塩村あやか

就職氷河期世代を対象とした限定求人の改状況に関する質問主意書

ハローワークや民間求人サイトで実施されている就職氷河期世代を対象とした限定求人においては、人手不足が著しい特定の業種に偏りが見られ、また、就職氷河期世代以外に対しても同期・同条件で求人が行われており、政策目的に沿った限定求人であることが疑わしいものが多く見受けられたことから、令和三年六月七日に参議院決算委員会において議決された「令和元年度決算審査措置要求決議」の五番目の項目として、限定求人の改善を図ることを求めた。

この決議に対して、政府は、令和四年一月十七

日に国会に提出した「令和元年度決算審査措置要

期世代を対象とした限定求人について、求人者に限定求人の趣旨を十分に説明し、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者に限り応募を受け付けられるよう徹底することなどの改善を図つていると報告した。

この政府が講じた措置の内容について、以下のとおり質問する。

一 求人者に対する限定求人の趣旨の説明について、説明対象、実施時期、説明回数などの実施の実績、実施手段、具体的な説明内容を示されたい。

二 限定求人について、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者に限り応募を受け付けるよう徹底することなどの改善を図つていているとしているが、就職氷河期世代以外にも同時期・同条件で求人が行われた政策目的に沿つていない求人がどの程度減少したか示されたい。あわせて、限定求人制度創設後の限定求人者数、限定求人數及び職種の四半期毎の推移を示されたい。

三 就職氷河期世代の求職者のニーズに合つた求人開拓を行うに当たつて、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者に限り応募を受け付けるよう徹底する以外に、今後どのような対応をすべきと考えているか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和四年三月十五日

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

就職氷河期世代を対象とした限定求人の改状況に関する質問主意書

ハローワークや民間求人サイトで実施されている就職氷河期世代を対象とした限定求人においては、人手不足が著しい特定の業種に偏りが見られ、また、就職氷河期世代以外に対しても同期・同条件で求人が行われており、政策目的に沿つた限定求人であることが疑わしいものが多く見受けられたことから、令和三年六月七日に参議院決算委員会において議決された「令和元年度決算審査措置要求決議」の五番目の項目として、限定求人の改善を図ることを求めた。

この決議に対して、政府は、令和四年一月十七

参議院議員塩村あやか君提出就職氷河期世代を対象とした限定求人の改善状況に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「令和元年度決算審査措置要求決議について講じた措置」における「求人者に限定求人の趣旨を十分に説明」については、「令和元年度決算審査措置要求決議」を受け、厚生労働省において、「公共職業安定所における就職氷河期世代を積極的に募集する求人申込みの受理に係る留意事項について(令和三年六月十日付け職首発〇六一〇第一号厚生労働省職業安定局首席職業指導官通知)を発出し、都道府県労働局に対して、公共職業安定所において、求人の受理時等の機会を捉え、求人者に対し、就職氷河期世代を対象とした求人(以下「限定求人」という。)の趣旨を十分に説明し、限定求人については、就職氷河期世代の不安定就労者に限り応募を受け付けること等の限定求人の趣旨に沿つた取扱いの徹底を指示するとともに、公共職業安定所においては、求人の開拓の際に、限定求人を検討していない事業主を含め、事業主に対し、限定求人の趣旨を記載したリーフレットを使用して説明しているほか、同省ホームページにおいても、限定求人の趣旨について広く周知している。また、その説明に当たつては、限定求人については、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者に限り応募を受け付けることや、限定求人と同じ内容であるが限定求人と採用枠を分けて就職氷河期世代以外も募集する場合は、別の求人として管理することを明確に説明することとしている。

こうした説明や周知は、求人の受理時や求人の開拓等の機会を捉え、隨時実施しているため、お尋ねの「実施時期、説明回数などの実施の実績」については、統計をとつておらず、お答えすることは困難である。

二について
お尋ねの「就職氷河期世代以外にも同時期・同条件で求人が行われた政策目的に沿つていなければ、求人がどの程度減少したかについては、求人条件の変更は求人者が隨時行つていて、網羅的に把握することは困難であり、お答えすることは困難である。

また、お尋ねの「限定求人制度創設後の限定求人者数」については、統計をとつておらず、お答えすることは困難であるが、限定求人を開始した令和元年八月から令和三年十二月までの間における①令和元年度第二四半期、②同年度第三四半期、③同年度第四四半期、④令和二年度第一四半期、⑤同年度第二四半期、⑥同年度第三四半期、⑦同年度第四四半期、⑧令和三年度第一四半期、⑨同年度第二四半期及び⑩同年度第三四半期の限定求人の総数及びその職種別の数については、それぞれ次のとおりである。
総数 ①百八十六人、②千六十四人、③千二百五十五人、④九百七十四人、⑤千四百五十七人、⑥三千十六人、⑦三千四百二十七人、⑧三千百六十四人、⑨三千九百五十九人及び⑩四千四百六人

管理的職業 ①零人、②二人、③九人、④二人、⑤五人、⑥八人、⑦十人、⑧六人、⑨七人及び⑩十人

専門的・技術的職業 ①二十四人、②八十七人、③七十六人、④八十二人、⑤七十二人、⑥百六十五人、⑦百四十人、⑧九十六人、⑨二百三十三人及び⑩三百五人

事務的職業 ①十九人、②六十九人、③九十人、④五十九人、⑤七十三人、⑥八十九人、⑦百十二人、⑧八十一人、⑨百四十三人及び⑩二百六人

販売の職業 ①十人、②六十人、③百十人、④七十九人、⑤七十八人、⑥二百八十三人、⑦三百七十七人、⑧二百八十九人、⑨三百三十二人及び⑩四百五十七人

官 報 (号 外)

令和四年三月十八日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

サービスの職業 ①十九人、②百三十二人、
 ③百五十一人、④百四人、⑤百四十六人、⑥三百四十七人、⑦三百八十六人、⑧二百九十四人、
 ⑨四百八十一人及び⑩五百六人
 保安の職業 ①零人、②二十六人、③百六人、④七十五人、⑤百三十八人、⑥三百五十五人、
 ⑦四百人、⑧三百八十七人、⑨四百七十四人及び⑩四百九十八人
 農林漁業の職業 ①一人、②一人、③二人、
 ④三人、⑤十四人、⑥二十一人、⑦三十二人、
 ⑧十七人、⑨二十二人及び⑩二十一人
 生産工程の職業 ①五十三人、②百七人、
 ③六十五人、④四十三人、⑤八十三人、⑥百五十人、
 ⑦二百七十九人、⑧二百七十二人、⑨四百五十人及び⑩五百二十五人
 輸送・機械運転の職業 ①十三人、②四百二十六人、
 建設・採掘の職業 ①十六人、②六十二人、
 ③九十六人、④百二十三人、⑤百九十一人、
 ⑥二百二十六人、⑦三百三十人、⑧三百二十三人、
 ⑨三百四十一人及び⑩三百二十九人
 運搬・清掃等の職業 ①三十一人、②九十一人、
 ③八十七人、④七十三人、⑤七十九人、
 ⑥九十二人、⑦百六十人、⑧百十七人、⑨百四十二人及び⑩百八十五人

三について

お尋ねについては、御指摘の「就職氷河期世代の求職者のニーズに合った求人開拓」を強化するため、令和四年度予算において、公共職業安定所で行う求人の開拓や就職氷河期世代向け面接会の開催等の取組を集中的に実施するため、就職支援コーディネーターの増員に係る経費を計上しているところであります。今後とも、就職氷河期世代の求職者のニーズに合った求人の開拓に努めてまいりたい。

明治二十五年三月三十一日
 三種郵便物認可

発行所
 〒二東京都千代田区虎ノ門二丁目
 独立行政法人国立印刷局
 電話
 03(3587)4294
 定価
 本号一部
 本体
 一二〇円